

点検・評価報告書

【令和 6 (2024) 年度】

日本赤十字九州国際看護大学

目 次

序 章	p. 1
-----	------

本 章

第1章 理念・目的	p. 3
第2章 内部質保証	p. 7
第3章 教員研究組織	p. 12
第4章 教育課程・学習成果	p. 15
第5章 学生の受け入れ	p. 28
第6章 教員・教員組織	p. 33
第7章 学生支援	p. 44
第8章 教育研究等環境	p. 52
第9章 社会連携・社会貢献	p. 63
第10章 大学運営・財務	p. 69
【1】大学運営	p. 69
【2】財務	p. 74

終 章	p. 76
-----	-------

序 章

日本赤十字学園第四次中期計画となる令和6年度は、入学者数101名という、大学そのものの存続を脅かす危機を予感させる幕開けとなった。日本の18歳人口の減少を視野に入れ、本格的に経営方針を見直す必要性が出てきた。

日本における私立大学はどこも学生確保に難渋しており、令和6年度に入学者が定員割れした私立大学は59.2%と過去最高となった。中でも小規模大学は厳しい状況に置かれており、令和2年12月22日に行われた「地方創生に資する地方大学の実現に向けた検討会議」では、令和12年には定員500人程度の大学が160校消滅する可能性が指摘されている。

看護系については、高校生、とくに進学校からの看護系大学受験者が年々減少しており、人気の低迷が顕著である。このような状況を踏まえ、看護系単科大学である本学は、根本的な大学としての在り方を見直す必要性に迫られている。まずは昨年度策定された、日本赤十字学園の「2040年に向けたグランドデザイン」とそれに基づく第四次中期計画に沿った教育研究活動を粛々と進めてきた。

学部の教育においては、今年度入学生から新カリキュラムが適用された。また、カリキュラムの柔軟な運営が可能となるよう、クォーター性を導入した。ただし、これらは1学年のみの適用であるため、今後学年進行に伴って引き続き検証を行っていく。変動を続ける社会に対応できる看護職を養成するため、看護学実習においては福岡県および近隣県内の赤十字病院/施設を中心とし、多彩な医療・福祉・保健施設において、高度先端医療から地域に根差したヘルスケアまで幅広い看護を、本学教員によるきめ細かな指導のもとに行っている。大学で培った能力を卒業後も継続して育むため、関連病院と共同開発した「看護職キャリアパス基礎スケール」を用いた臨床現場とのシームレスな看護職育成は、成果をあげつつある。今後はその成果を社会に広く還元することが課題である。

さらに、正課外学習の機会として、学生主体での大学祭開催や、地域におけるボランティア活動、赤十字学園6大学合同企画、地域のイベント参加等によって、自立心・企画力・統率力を涵養している。今後は、新型コロナウイルス感染症パンデミックの影響で活動が停止しないし縮小したサークル活動の復活が課題である。

研究科修士課程においては、研究・教育者コース、助産コース、CNS(専門看護師)コースそれぞれの特徴に合わせて修士論文および課題研究のスケジュールを見直し、柔軟な学びができるようにした。また、さらなる効果的・効率的な教育を目指し、令和9年度のカリキュラム改正へ向けて準備中である。

研究科博士課程は、日本赤十字学園5大学共同課程であることを生かし、他大学を含めた幅広い専門分野の教員から指導を受けることができる、稀有な課程である。さらにほぼすべての学修がオンラインで可能であるというメリットをより広く周知し、日本ひいては世界の看護の質を向上させる看護学研究者の育成に努めたい。

教育・研究の質を高めるための学園6大学合同の取り組みとして、教材等を共有できるよう、6大学共通のLearning Management Systemを整えることが決定し、各大学で作業が進行中である。本学も今年度情報ネットワークシステムを一新し、より高度な通信機能により、ITを用いた学修のさらなる推進を可能とした。次年度からはそのコンテンツを作成し

ていくことになる。

大学の使命として地域貢献においては、多くの教員が地域の役員・委員等を兼任し、よりよい地域づくりに貢献している。さらに宗像市とは包括連携協定を締結しており、学生のボランティア活動や公開講座を通して地域住民の健康増進に大きな役割を果たしている。なかでも離島における防災や高齢者のフレイル予防、認知症対策には、現地での体験型ワークショップや日頃利用してもらえるグッズ作成など、実際に役立ててもらえるような活動を行った。

国際活動においては、ハワイ大学准教授を迎えたフォーラムや JICA の委託研修事業、学生の海外研修や卒業生等の海外経験などを報告・紹介する催しを行っている。海外連携協定校との学生受入・派遣も継続しており、今年度はインドネシアとスイスから合わせて学生 5 名と教員 2 名を受け入れ、本学学生がインドネシアに 2 名、スイスに 1 名渡航して研修を行った。年末には世界の紛争地に目を向けて平和を祈るイベントを行い、SNS を通して社会に発信した。しかしこれらは国際「交流」の域を出ているとは言い難く、グローバル人材の育成のためには真の国際「化」を図る必要がある。

研究の促進のためには、教員の個人研究費に加え、本学からの奨励研究費と学校法人日本赤十字学園による助成金があり、両者を活用した研究が行われている。加えて学部資金獲得のために、外部委託や学内教員による科研費応募支援も行っており、今年度は新規申請 13 件中 3 件採択（採択率 23%）と、全国平均は上回ったもののさらなる改善が求められる。また、本務から離れて研究に専念する教育研究・研究期間制度を設けており、今年度 1 名の教員が利用した。さらに、研究支援体制強化のために、今年度は事務局員 2 名がリサーチ・アドミニストレーターの研修を受講した。今後は学際的・国際的な研究の推進を支援する体制が必要である。

現在の最大の懸念事項である学生確保については、オープンキャンパスや高校訪問、SNS による発信などに加え、入学試験制度を改革し、より受験しやすい制度とした。さらに令和 8 年度入学試験からは総合型選抜を導入し、看護および赤十字の理念に意欲の高い学生の確保が可能となる見通しである。ただし、これらの方略は他大学も行っているものであり、本学に限ったものではない。高校生にとって魅力的な大学となるように、新たな取り組みについても検討し、次年度開設予定の広報室を最大限に活用して広く発信していきたいと考える。

令和 7 年 3 月

日本赤十字九州国際看護大 学長 池松 裕子

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の理念・目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術をもって広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与すること」を大学の理念・目的として掲げ、これに基づき学部・研究科の教育理念・目的を示している（根拠資料：1-①-1 大学学則・1-①-2 大学院学則）。

看護学部教育理念・目的は大学の理念・目的と共通となっている。また、看護学部の教育目標として、「①赤十字の人道理念を実践できる看護人材を育成する、②常に世界に関心を持ち、看護実践を通して国際貢献できる能力を養う、③人格的成熟・自立を図り、他者との関係性を発展させることができる能力を培う、④事実を的確に判断し、問題を抽出し、創造的に解決できる能力を育む、⑤看護の基礎を踏まえ、科学的・倫理的判断に基づくケアを提供できる能力を養う、⑥社会的責任を自覚し、生涯学習し続け、他の専門職と協働活動できる能力を養う」の6項目を定めている（根拠資料：1-①-1 大学学則）。更に令和6年度改正カリキュラムでは教育理念・目的をふまえ、変化し続ける多様な社会において、困難を乗り越え、国内外で看護を実践できる人材育成を目指し、「ひとりを看る目、その目を世界に一赤十字の理念をもとに、人間の生命と健康を守り、洞察する力と創造する力をもって、看護の発展に貢献できる人を育成します」と、育成する人物像を定めた。

研究科では「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術の中心として、広く看護の実践と教育・研究に関する理論と専門技術を教授研究し、深い学識及び卓越した感性と人間性を備えた高度な看護専門職の育成を図り、看護学の発展とともに世界の人々の健康と福祉の向上と豊かな生活の創造に寄与すること」を理念・目的として掲げている（根拠資料：1-①-3 大学院学則）。

看護学研究科修士課程の目的は「広い視野に立って深い学識を教授し、人間性を涵養するとともに、看護学における研究能力又は高度な専門性を必要とする看護職者としての高い能力を培うこと」、教育目標は「多様な健康ニーズを学際的に研究し、国内外の保健・医療・福祉に関連した社会的ニーズに対応する理論と技術を創出・実践する看護分野の専門家を育成すること」である（根拠資料：1-①-4 大学院学則）。

看護学研究科博士課程は「看護学研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる幅広く豊かな学識を養うこと」を目的とし、共同看護学専攻の教育理念として「赤十字の理念である『人道

(humanity)』の実現を目指し、いかなる場合でも一人ひとりの尊厳を守り、人々が有する平和と健康に生きる権利について看護を通して実現すること。更に、高度な実践知を基盤として、自立した研究活動と研究指導ができる教育者、知的複眼思考・論理的思考に基づき発展的に看護を実践できる人材を育成できるような教育を行うこと」を掲げ、教育目標を「①研究者として、自立して研究活動を行うために必要な高度の研究能力を養う。② 知的な教養と柔軟性、先見性を兼ね備え、質の高い看護学の教育を行うための教育開発能力、教育能力、課題解決能力を養う。③ 臨床看護実践や教育の場において、リーダーとして活動するための俯瞰力と指導・調整力を養う。④ 国内外の保健・医療・福祉の分野で広く活躍できる能力を養う」の4点としている（根拠資料：1-①-5 HP 博士課程__理念・目的と3つのポリシー）。

以上より、大学の理念に基づき、学部・研究科の理念・目的・教育目標を適切に設定しているといえる。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員および学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示 評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

看護学部・看護学研究科とも、理念・目的を大学学則・大学院学則に明記し、大学ホームページ、シラバス、学生便覧、大学案内に掲載して周知・公表している（資料は文中の記載の通り）。入学時オリエンテーションやガイダンスでの学生への周知、教職員会議での教職員への周知も行っている。また、献血推進や災害支援に係る学生奉仕団活動（根拠資料：1-②-1 学外活動報告書等）、福岡県日赤紺綬会総会参加（根拠資料：1-②-2 福岡県日赤紺綬会第64回総会開催にかかる職員及び看護学生の派遣について：学生支援係保管）等の活動を通じて、理念・目的の浸透を図るとともに、活動内容についてもキャンパス日記、日本赤十字九州国際看護大学公式インスタグラムを活用し、社会に対して公表している。

なお、本学の広報活動をより効果的に実施するため、令和7年度広報室の設置に向けて準備中である。

以上のことから、理念・目的を学則又はこれに準じる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているといえる。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸政策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定 ・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定。

令和元年度からの5か年計画として、「1. 質の高い教育実践」「2. 情報通信技術（ICT）

を活用した教育実践」「3. 学園大学間の連携を活かした大学運営」「4. 地域社会との連携、社会貢献」「5. 健全な経営基盤に立つ成長する大学」の5項目を目標に掲げた学校法人日本赤十字学園第三次中期計画及びアクションプランを設定し（根拠資料：1-③-1 学園第三次中期計画R1_R5）、学部と研究科それぞれの統括・担当部署と達成目標、年度ごとの詳細な計画を記載し、実施・評価、改善に取り組んできた。

学部・研究科における目的を実現するため、社会の動向や要請に応じて、学部・研究科の各教育課程の点検・評価を行い、カリキュラム改正や新しい教育コースを新設した。学部では、令和6年度にカリキュラム改正を行い、本学の教育の目標及びディプロマ・ポリシー（DP）の達成度を評価し、教育の質保証の維持・向上に取り組んでいる。看護学専攻修士課程については、CNS コース（在宅看護学及びクリティカルケア看護学）に加え、令和4年度カリキュラム改正において老年看護学と精神看護学の CNS コースを新設し、高度実践看護師の育成に取り組んでいる。在宅看護学 CNS 及びクリティカルケア看護学 CNS コースは令和8年度をもって認定期間満了となるため、更新に向けた準備を始めている。加えて建て増し的に増設してきた教育課程の重複等の見直しが必要であるというカリキュラム評価を踏まえて、令和9年度カリキュラム改正に向けて準備を進めている。看護学専攻博士課程は、認証評価において指摘された内容を踏まえ、教務委員会規程の見直しやアセスメントプランの作成を行い、アセスメントプランに基づいた自己点検評価を開始した。更に、アドミッション・ポリシーとディプロマ・ポリシーの改定を行った。

令和6年度は学校法人日本赤十字学園の2040年に向けたグランドデザイン（全体構想）及び第四次中期計画（根拠資料：1-③-2 日赤学第381号令和5年12月15日、令和5年12月15日付け学園総務課共有メール）の下、学園の協働プロジェクトとしての教育・研究の推進、「赤十字学」に関する検討、国際交流活動の展開、赤十字の特色を生かした入試制度の構築、DX 推進に基づく6大学共同での教育環境の整備、赤十字病院との連携の推進等について協議し、その成果を事業計画に反映している（根拠資料：1-③-3 学校法人日本赤十字学園の2040年に向けたグランドデザイン、各大学の第四次（2024～2028年度）中期計画案、1-③-4 各大学の2024年度事業計画【九州】、1-③-5 日本赤十字学園各委員会議事録）。

（2）長所・特色

本学は、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という赤十字の普遍的な使命である人道的任務の達成を建学の精神とし、国内外で活躍できる看護人材の養成、および人道の実現のための社会貢献・地域連携に取り組んでいる。赤十字や看護及び教育、社会貢献に関する活動を通して大学の理念・目的を広く学内外に示している。令和6年度は、「学校法人日本赤十字学園の2040年に向けたグランドデザイン（全体構想）」及び第四次中期計画に基づき、学園の協働プロジェクトとして学園の各委員会において大学の中長期計画の具現化に向けて検討した。

（3）問題点

なし

（4）全体のまとめ

大学の理念・目的を実現するため、「学校法人日本赤十字学園の2040年に向けたグランド

デザイン（全体構想）」及び第四次中期計画を基に、学園の協働プロジェクトとしての教育・研究の推進、「赤十字学」に関する検討、国際交流活動の展開、赤十字の特色を生かした入試制度の構築、DX 推進に基づく 6 大学共同での教育環境の整備、赤十字病院との連携の推進等について協議し、その成果を事業計画に反映している。

大学は、理念・目的を学則等に定め、シラバス及び学生便覧、大学案内に掲載し、ホームページに継続的に掲載している。また、赤十字や看護及び教育、社会貢献に関する活動を学内外に公表している。学部・研究科における目的を実現するため、社会の動向や要請に応じて、学部・研究科の各教育課程の点検・評価を行い、カリキュラム改正や新しい教育コースの新設に取り組んだ。学部では、令和 6 年度にカリキュラム改正を行い、教育の質保証の維持・向上に取り組んでいる。看護学専攻修士課程については、CNS コース（在宅看護学およびクリティカルケア看護学）に加え、令和 4 年度カリキュラム改正において老年看護学と精神看護学の CNS コースを新設し、高度実践看護師の育成に取り組んでいる。令和 4 年度カリキュラムについてアセスメントプランに基づいたカリキュラム評価を実施し、教育の質を強化できるカリキュラム改正の準備を進めている。看護学専攻博士課程は、認証評価において指摘された内容を踏まえ、教務委員会規程の見直しやアセスメントプランの策定およびアドミッション・ポリシーとディプロマ・ポリシーの改定を行い、アセスメントプランに基づいた自己点検評価を開始した。

以上より、大学基準に照らして良好な状態であり、理念・目的を実現する取り組みについては適切であるといえる。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

内部質保証のための全学的な方針について、第3期大学認証評価の指摘を受け、昨年度より内部質保証システムの整理、それに係る諸規程の適否及び修正等の検討を行っている。質保証室において、方針と「経営会議規程」「自己点検・評価委員会規程」「質保証室規程」と整合性を図るため、「内部質保証に関する方針（以下、「方針」とする。）」の改正案について検討し、内部質保証推進機構である経営会議で審議し決定した（根拠資料：2-①-1 内部質保証に関する方針、根拠資料：2-①-2 第10回経営会議議事録）。新たな方針は、評価の視点について点検しながら次に示す内容を明確に示すことに留意している。

内部質保証に関する大学の基本的な考え方について、組織と権限及び責任、また学部・研究科との役割分担、PDCAサイクルの運用について、対象、責務、教育の質保証、継続性の点検・評価、組織的な取り組み、客観性のある点検・評価等として明確に示すこととした。施行を令和7年4月1日とし、各組織の規程の見直し、体制図の作成を行い、学内周知、自己点検・評価に係る質保証要領の改訂、関係書類の修正等を行った。今後、ホームページ等に掲載し、周知を促す予定である。教職員には教職員会議にて報告し、教職員ハンドブックに明示することで周知を図る。また、自己点検・評価実施要領の冒頭に掲げることで、年度初めから方針を確認して点検・評価を行うよう全学の意識向上を図っていく。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

本学では、日本赤十字学園全体の方針として決定される理事会での議決や中期計画に示される事項を、本学の方針として具現化するため学長が議長を務める経営会議を内部質保証推進組織と位置づけていた。しかし、第3期認証評価において、経営会議、質保証室、自己点検・評価委員会の組織の役割が明確でないという指摘を受け、経営会議と質保証室の役割を区分するよう構成員と分掌事項とを区分し実施してきたが、令和5年度にIR室を分離したことで、質保証室にて検証することの意味づけが不明確であること、質保証室の役割と内部質保証機構である経営会議とで再度検討すること、また点検評価の検証にあたって、自己点検・評価委員会と二重に検証を行うことになる等の課題が生じた。そこで、適切性および

効率的にも各組織の規程及び分掌事項を照らし合わせ、再度役割を検討し、学長を長とする質保証室を内部質保証推進機構とし経営会議の役割を外すこととした。さらに、質保証室の役割として示されていた広報事項に関するワーキングについては、大学全体の広報を担当とする別組織の設立を検討し、次年度、広報室を設立することとなった。また、教員、組織、全学という三段階を踏まえ、方針に明示された担当機関と役割を明確にすることとし、各組織の点検・評価を踏まえ大学全体の自己点検・評価を報告する自己点検・評価委員会と、自己点検・評価委員会の報告を確認し、改善策を検討する、また自己点検・評価委員会の評価と質保証に向けた方針と策を検討する質保証室の役割を明確にするとともに、それぞれ評価や検証に必要となる適切な構成員を定めるよう規程及び要領を改正した。これにより、組織の評価を担当する経営会議構成員が自己点検・評価委員会にて、検証会議を行い、質保証室にて中期計画を踏まえ改善策を検討し、その結果を経営会議にて報告することで学長が発信できる体制とした（根拠資料：2-②-1 第10回経営会議議事録、2-②-2 各規程、2-②-3 内部質保証体制図、2-②-4 令和6年度委員会構成）。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
評価の視点3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
評価の視点7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

評価の視点1

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方として、令和元年度より「三つの方針の策定に関する基本方針」を定めている。

評価の視点2、評価の視点3、評価の視点4

本学の「内部質保証に関する方針」に基づき制定した内部質保証推進要領に則った運用を進め、教育のPDCAサイクルを機能させるとともに、教育活動の有効性・適切性に関する検証を行った。具体的には、年度初めに、日本赤十字学園の中期計画に基づく本学の5ヵ年計画を踏まえ、実施責任者がアクションプランを立案し、自己点検・評価委員会にて確認し、質保証室にて検証し、経営会議にて承認のもと実施されている（根拠資料：2-③-1 第4回経

営会議議事録)。続いて、中間と最終の年2回、実施者が実施状況を自己点検・評価するとともに、その結果を自己点検・評価委員が評価者となって評価し、自己点検・評価委員会にて確認し、その報告について質保証室で確認し、修正や改善指示を検討し経営会議にて承認を得た(根拠資料:2-③-2 経営会議議事録)。また第3期大学認証評価において、指摘されている事項については、改善報告書を作成しており、今年度、概ね改善されていることを確認している(根拠資料:2-③-3 第21回経営会議議事録)。

研究科の博士課程については、本学の内部質保証システムとは別に、構成大学の教員で組織される「大学院看護学研究科共同看護学専攻 自己点検・評価委員会」において教育課程レベル及び科目レベルの評価の中間及び最終評価を行っている。また、機関レベルの評価は各大学の共同看護学専攻自己点検・評価委員が最終評価を実施している。委員は、各大学の自己点検・評価の状況を踏まえ、博士課程の教育を中心に点検・評価しており、その結果については、本学の点検・評価において研究科で共有している。

教育の質保証のための客観的指標は、学部及び研究科のアセスメントプランに明示しており、研究科では研究科教務委員会が教育評価案を作成・検討し、研究科委員会において審議し、承認を得ている。

学部においては、アセスメントプランに示す指標を取り扱う委員会が複数となるため、アセスメント・チェックリストを作成し、担当委員会が点検・評価し、学務部長・学部長が取りまとめ、教授会で報告し承認を得ている。学部、研究科ともに点検・評価した結果、改善点を明確化し、次年度以降に取り組むこととしている。

評価の視点5、6

第3期大学認証評価の指摘を受け、本学の内部質保証システムの改善に取り組んでいる(根拠資料:2-③-4 改善の進捗状況報告書)。今年度は、昨年の改善策をもとに(1)「自己点検・評価実施要領」を質保証に関わる内容を包括した「内部質保証推進要領」として実施、(2)改訂された「経営会議規程」「自己点検・評価委員会規程」「質保証室規程」における構成員や審議事項による実施、(3)IR室の独立化に伴う質保証室自体の活動の明確化、に取り組んできた。その結果、上記のように更なる改善の必要性があるとして、新たに組織の見直し等を行ってきた(根拠資料:2-③-5 経営会議規程、2-③-6 自己点検・評価委員会規程、2-③-7 質保証室規程)。これらについては全学周知を行っており、次年度運用する予定である。

また外部評価について、方針に掲げ、点検・評価における客観性、妥当性の確保として、学外の実務者や有識者から成る大学運営審議会を毎年開催することを明示するとともに外部評価機関の方針及び体制図に組み込んだ。今年度も本学の取り組みについて報告し、適切な運営であるか承認を得つつ、学生確保の課題についても意見をいただいた。また、法人本部による監査のほか、外部監査として監査法人による期中監査・期末監査を受けている。

以上のように、点検・評価における客観性、妥当性の確保をしている。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

例年通り、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、大学ホームページ、大学情報誌（一碧）にて公開している（根拠資料：2-④-1 ホームページ）。また、公表する情報の正確性、信頼性については、質保証室により確認し、随時、更新をしている。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性

評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

内部質保証室システムにおいて、各自、各組織には、昨年度明確にした課題に対し目標、具体的な活動を示し、年2回、他の評価を得て修正や向上を行う自己点検・評価の運用がすでに習慣化されている。各自、各組織は有用性を担保しつつ効率化も検討し実施している。自己点検・評価委員会では活動報告書、点検・評価シート様式、記録保存体制を確認、改善しつつ運用している。根拠資料については、フォルダを作成し、報告書に対応する資料等を格納し、自己点検・評価委員会にて本文の検証に活用している。点検の管理については、自己点検・評価委員会で実施内容や根拠資料の確認を行った結果について、質保証室で改善策を検討することとなっており、年度の初めには、改善策を指示する活動はないことを確認している（根拠資料：2-⑤-1 自己点検・評価シート）。以上のことから、全学で計画的に点検・評価に取り組んでおり、各自、各組織が自ら課題を見出し、対策について検討することができており、PDCAサイクルが適切に機能していることを示している。なお、次年度には、評価会議をさらに効率的にかつ有用にする体制で行う予定である。また令和5年度にIR室を独立させたことにより、質保証室の役割が経営会議（内部質保証推進機構）との差異が明確でないため、質保証室の役割を内部質保証推進機構となるよう規程や体制を整備した（根拠資料：2-①-2 内部質保証に関する方針）。

（2）長所・特色

昨年度、第3期大学認証評価の指摘を受け、内部質保証システムを改善し、実施を行なったことで、更なる改善点を見出すことができた。

（3）問題点

質保証室と経営会議（内部質保証推進機構）との役割が明確でないため、質保証室の役割を内部質保証推進機構となるよう規程や体制を整備したので、次年度、運用を評価し更なる改善を図っていく。また第4期大学認証評価に向け、全学での取り組みに対する指示を明確

化していく。

(4) 全体のまとめ

本学は、これまでも定期的に点検・評価を行い、実施・改善に取り組んでおり、すでに点検・評価は習慣化されている。全学で自己点検・評価の有用性を認識し、適切に取り組んでいる。その意識を損なうことなく継続的に行うには、システムが有効に機能するよう各組織の役割と連絡系統の明確化を図っている。内部質保証システムの要となるのが方針であり、方針の再検討を行い、各組織の位置付け、役割、権限を明確に示すことで、関係する規程や体制を点検し改善することができた。

第3章 教員研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性
評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
評価の視点3：教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性
評価の視点4：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

大学の理念・目的は、建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与することであり、その達成のために、教育課程として学部、研究科（修士課程、博士課程）をおき、赤十字の理想とする人道的任務の達成を実現するため、図書館、国際看護実践研究センター、地域連携・教育センターを設置している。それらを効果的に機能させるために、各種会議・委員会が役割を担っている（根拠資料：3-①-1 組織分掌規程、3-①-2 令和6年度_委員会構成一覧、3-①-3 図書館規程、3-①-4 国際看護実践研究センター規程、3-①-5 地域連携・教育センター規程、日本赤十字九州国際看護大学ホームページ（図書館）【ウェブ】、日本赤十字九州国際看護大学ホームページ（国際）【ウェブ】、日本赤十字九州国際看護大学ホームページ（地域連携部門）【ウェブ】）。

個々の教育課程の理念・目的を達成するために、学部教育は教授会、大学院教育は研究科委員会の議を経て、経営会議で審議し学長が決定する（根拠資料：3-①-6 経営会議規程、3-①-7 教授会規程、3-①-8 研究委員会規程）。教育研究組織の設置、改組、廃止等に関する重要事項は、学園の理事会、評議員会で審議される。

以下、本学において特徴的な3つの組織について詳述する。研究科修士課程は、教育・研究者コースや助産コースに加え、時代の要請に応えるべくCNSコースを開設している。令和6年度は、修了要件の異なる各コースに相応したリサーチワークの内容やプロセスを見直し、入学生から適用している。また、アセスメントプランに基づいた現行カリキュラムの総括評価を実施し、カリキュラム改正に向けた各コースのディプロマ・ポリシーの見直しや領域編制について検討を行った。共同看護学専攻博士課程は、赤十字の理念のもと、学校法人日本赤十字学園が運営する日本赤十字北海道看護大学、日本赤十字秋田看護大学、日本赤十字豊田看護大学、日本赤十字広島看護大学及び本学が、共同で教育理念を掲げ開設した。5大学が共同し、教育の内部質保証・向上を図りながら、高度な実践知を基盤として、自立した研究活動と研究指導ができる研究者、質の高い看護学の教育ができる教育者、知的複眼思考・論理的思考に基づき発展的に看護を实践できる人材を養成している。教育は、令和4年度からウェブ会議サービス（Zoom）に変更し、5大学の様々な経験をもつ多くの教員が学生個々のニーズや能力等に応じた専門領域の垣根を越えたオーダーメイドの教育・研究指

導を行っている。学生は、指導教員の在籍する大学に学籍を置くが、5大学の施設を利用することができる。学位は、5大学の連名により授与されることとなる。共同看護学専攻博士課程の教育については、共同大学院の5大学から構成される連絡協議会において、審議される。決定事項については、本学の研究科委員会で報告後、具体的な実施事項を検討している。また、本学の決定事項及び実施状況については、共同看護学専攻連絡協議会で審議または報告されている（根拠資料：3-①-9 共同看護学専攻連絡協議会規程）。共同看護学専攻連絡協議会での決定事項は関連事項に関し、研究科委員会あるいは研究科教務委員会博士課程部門に報告されている。

平成25年度に設置した「国際看護実践研究センター」は、本学がグローバル時代に対応する看護・保健・福祉の教育拠点となるよう、実践研究の中核を担うことを目的とし、活動している。国際社会に貢献できる人材を育成するための学生・大学院生（研究生等を含む）の国際（看護）経験の機会の創出とその強化、教職員の海外研究・研修の支援、国際組織・機関（国際赤十字、JICA等）との連携・協力、国際フォーラム、セミナー、シンポジウム、カフェミーティング、講演会等の開催・支援、赤十字教育・国際看護及び災害看護に関する教育・研究の推進・拡充に関する事業を運営しており、大学の理念・目的である国内外で活躍する看護人材育成及び本学が重視する社会連携・社会貢献をグローバルに推進する役割を担っている（根拠資料：3-①-10 国際看護実践研究センター 令和6年度活動報告）。

令和2年度に設置した「地域連携・教育センター」は、「教育・研究の成果を広く社会に還元する」という同センターの目的を達成するため、地域社会との連携、自治体や産業界との連携、赤十字関連施設や他の医療施設に勤務する看護職者の継続教育等に関する事項に取り組んでいる（根拠資料：3-①-11 地域連携・教育センター 令和6年度活動報告）。

上記について、毎年度の自己点検・評価委員会による点検・評価を行い、大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性を確認し、適切であると評価している。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織の適切性については経営会議において点検・評価し、年2回の自己点検・評価委員会において検証している（根拠資料：3-②-1 令和6年度_自己点検・評価シート）。

第3期大学評価（認証評価）の概評において、「教員数が限られているため、各会議における構成員の重複が生じている」ことが指摘された点については、各組織の構成員を検討し、各組織が独立して適切に機能するように体制を整備し、活動を実施・評価している（根拠資料：3-②-2 令和6年度日本赤十字九州国際看護大学委員会構成）。

以上、教育研究組織の適切性については、毎年、点検・評価を実施し、その結果に基づき、社会の動向や要請に応じつつ本学の理念・目的を達成するための教育研究組織の改正を行っている。

(2) 長所・特色

学部、研究科（修士課程、博士課程）を設置し、本学の理念である「赤十字の理想とする人道的任務を遂行できる看護人材の育成と看護学の発展に寄与する」を実現するための研究教育体制を整備している。看護の単科大学として、学部から博士課程までの教育課程を設置していること、また4つのCNSコース（在宅看護学、クリティカルケア看護学、老年看護学、精神看護学）や助産コースを擁した教育課程により高度実践看護師を養成していることは、より高度で多様な看護職者の養成という観点から看護学の発展に寄与できていると考える。

第3期大学評価（認証評価）の指摘事項については、改善策を実施・評価・検証し、大学基準協会への報告を整備している。

このように毎年、教育研究組織の適切性について検証し、その結果をふまえ、組織の改編を実施し、検証している。

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

第3期大学評価（認証評価）の指摘事項については、各組織の構成員を検討し、各組織が独立して適切に機能するように体制を整備し、実施・評価、検証している。

このように毎年、教育研究組織の適切性について検証し、その結果をふまえ、組織の改編を実施し、検証している。

第4章 教育課程・学修成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

学部、研究科ともに、理念・目的並びに教育目標に基づき、ディプロマ・ポリシー（DP）を定めている。特に、看護職者の礎となる力といえる「人間の尊厳と権利を擁護する力を育む」ということを、各課程に共通して第一義的に設定している。また、DPは、令和元年度に定めた「三つの方針の策定に関する基本方針」（以下、「3Pの基本方針」という）に則っており、カリキュラム・ポリシー（CP）、アドミッション・ポリシー（AP）との一貫性を保っている。DPを、学生便覧/履修の手引き、大学案内、ホームページ等に掲載し学内外に公表している（根拠資料：4-①-1 日本赤十字九州国際看護大学ホームページ 学部_理念・目的と三つの方針_DP、修士課程_理念・目的と三つの方針_DP、博士課程_理念・目的と三つの方針_DP）。

研究科修士課程では、教育・研究者コース、CNSコース、助産コースの各コースにDPを定めている。それぞれのDP到達度を測定するために、修了時の能力評価指標を設定している。博士課程では、5大学との共同看護学専攻においてDPを定めている。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

本学の理念・目的は、「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与すること」であり、各課程のCPは、これに基づいている。CPには、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、及び、授業形態を備えており、学生便覧/履修の手引き、大学ホームページ、大学案内等に掲載し、学内外に公表している（根拠資料：4-②-1 日本赤十字九州国際看護大学ホームページ 学部_理念・目的と三つの方針、修士_理念・目的と三つの方針、博士_理念・目的と三つの方針）。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・授業期間の適切な設定
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）

各学位課程にふさわしい教育内容の設定

（〈学士課程〉初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等〈修士課程、博士課程〉コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等〈専門職学位課程〉理論教育と実務教育の適切な配置等）

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

【学部】

○教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性及び教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮、単位制度の趣旨に沿った単位の設定、授業科目の位置づけ（必修、選択等）

令和元年度に実施した平成28年度カリキュラム総括評価において、CPと教育課程の整合性を確認し、順次性及び体系性への配慮をしている（根拠資料：4-③-1 平成28年度カリキュラム総括評価）。

令和2年度の形成評価において、科目間の調整（到達目標、授業内容、順序性）、授業時間数と単位、学生の生活時間を考慮した予習・復習時間の設定、に課題があることが明らかとなり、令和4年度施行のカリキュラムに反映したが、部分的な変更にとどまった。そのため、令和6年度改正カリキュラムにおいて、①育成する人物像の明示、②そのような人材を育成するために必要な力をディプロマ・ポリシー（DP）に定め、③DPに示された力を修得できるようCPを見直し、授業内容、時間数と単位数の整合性及び科目の順序性を考慮した科目を配置し、本年度より令和6年度改正カリキュラムを実施した（根拠資料：4-③-2 令和6年度改正カリキュラム申請資料_変更する理由）。

また、令和6年度改正カリキュラムの順次性及び体系性への配慮を体现できるよう科目のクォーター配置及び学習成果に対する多様な評価を可能とする履修規定の変更等を令和5年度に実施し、本年度より科目のクォーター配置及び学習成果に対する多様な評価を実施した（根拠資料：4-③-3 令和6年度改正履修規定、4-③-4 令和6年度時間割）。

○個々の授業科目の内容及び方法

個々の授業科目について、内容や方法についての記載のルールを定め、シラバスに記載している。各科目のシラバス内容の点検評価は、教務委員会が責任をもって実施している（根

拠資料：4-③-5 令和6年度学部シラバス作成要領、4-③-6 2024年度シラバスチェックリスト）。

○各学位課程にふさわしい教育内容の設定＜学士課程＞

初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等、学位課程にふさわしい教育内容を設定できているかについて、令和元年度にアセスメントプランに基づき総括評価を行った。その結果、教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性、また、単位数に対する授業時間数、授業外での学習時間の確保について一部課題があることが明らかとなり、令和4年度の一部改正、更に令和6年度の改正カリキュラムにおいて見直した（根拠資料：4-③-7 平成28年度カリキュラム総括評価、4-③-8 令和6年度改正カリキュラム申請資料_変更する理由）。

高大接続への配慮に関しては、宗像市の高校との教育連絡の機会を持ち、生徒のニーズを把握しつつ、令和4年度から定期的な連絡会議、教員人事交流を計画し、高大接続の基盤づくりを現在まで推進している（根拠資料：4-③-9 令和4年度学部入試委員会 第2, 3, 4, 5, 6, 12, 13 回議事録、4-③-10 高大連携事業、4-③-11 覚書（東海大付属福岡））。

〔研究科〕

○教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性及び教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮、単位制度の趣旨に沿った単位の設定、授業科目の位置づけ（必修、選択等）

研究科修士課程では、教育・研究者コース、CNS（高度実践看護師：Certified Nurse Specialist）コース、助産コースの3つのコースに9つの専門領域を設定し、高い専門性を備えた看護・保健医療の専門家の養成をめざしている。コース別に、共通科目と専門科目を体系的に編成している（根拠資料：4-③-12 令和6年度履修の手引き 1 教育課程）。

研究科博士課程では、共同看護学専攻の設置の趣旨及び教育目標を達成するため、科目区分を設け必要な授業科目を配置するとともに、当該科目区分ごとに履修要件単位数を定め、体系的なコースワークによる教育課程を編成している（根拠資料：4-③-13 令和6年度履修の手引き 共同看護学専攻学位論文執筆要領）。

○個々の授業科目の内容及び方法

研究科において研究科教務委員会が責任をもって、各科目のシラバス内容の点検評価を実施している。研究科のシラバスは、授業の目的、到達目標、DPとの関連、授業計画、学習方法、オフィスアワー、テキスト、参考文献、評価方法で構成している。学部同様に授業計画は單元ごとに授業内容・授業方法を明記している（根拠資料：4-③-14 シラバスチェックリスト、4-③-15 令和6年度大学院シラバス作成要領）。

○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

＜修士課程、博士課程＞コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育へ配慮等

研究科修士課程では、教育・研究者コース、CNS コース、助産コース毎にカリキュラムマ

ップ、並びにコースツリーを作成し、教育課程の体系を可視化している。また、モニタリングを継続的に実施し、コースワークとリサーチワークの適切性、授業科目の内容や順序性を検討し、半期ごとに評価するとともに研究科委員会で共有し、改善している（根拠資料：4-③-16 令和6年度履修の手引き 11. コース別カリキュラムマップ、4-③-17 令和6年度履修の手引き 12. 修士課程コースツリー、4-③-18 令和6年度大学院修士課程コースモニタリング結果）。毎年度のカリキュラム形成評価に加えて、令和4年度カリキュラムの総括評価を実施済である（根拠資料：4-③-19 令和4年度（2022年度）カリキュラム総括評価）。令和9年度カリキュラム改正では、コースワークとリサーチワークの適切な組み合わせが図れるように領域や分野の変更を行う予定である。更に当該カリキュラムでは、教育・研究者コースとCNSコースを重複する領域でも時間割上に支障が出ないようにする。また、令和6年より教育・研究者コースにおいて研究計画書審査は提出時期を限定しないことによって、コースワークとリサーチワークの適切性を担保するようにし（根拠資料：4-③-20 令和6年度第5回研究科教務委員会修士部門議事録）、本年度は支障なく経過した。

研究科博士課程では、CPに基づいて授業が設定されていることを確認した。Semester毎に学生による授業評価と教員によるフィードバックコメントを行い、継続的に授業改善に取り組んでいる（根拠資料：4-③-21 令和6年度前期授業評価アンケート、4-③-22 令和6年度後期授業評価アンケート）。共同看護学専攻博士課程カリキュラム評価にあたって、令和6年度に現行のCPの検討が行われ、授業科目について意見の集約が行われた。その結果を基に、次年度にCPを決定し、授業科目の設定や内容について検討が行われる予定である（根拠資料：4-③-23 2024年度第10回共同看護学専攻連絡協議会資料）。

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

修士課程では、DPに掲げた資質・能力の習得を目指し、コース別にCPに基づき共通科目と専門科目を体系的に編成している。看護専門職として課題を探究する能力を育成するために、学修の基盤となる共通必修科目と共通選択科目、専門性の発展・進化を目指す専門科目は順序性を考慮して配置している。看護学の発展に貢献する研究能力の育成のために、複数の研究科目を設け、科目間で連携しながら、基本から応用へと段階的、体系的に学べるように配置している（根拠資料：4-③-24 令和6年度履修の手引き授業科目一覧）。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）
- ・学習の進捗と学生の理解度の確認
- ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導
- ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示

＜学士課程＞

授業形態に配慮した1授業あたりの学生数

＜修士課程、博士課程＞

研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

本学では、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を適切に講じている。

○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

学習の活性化や効果的な教育の工夫として、①履修ガイダンス、②授業方法・時間の工夫、③GPA導入、④教員・学生間コミュニケーションの仕組み、⑤シラバスの充実、⑥施設整備、⑦進級要件の設定、⑧授業評価アンケートの実施、⑨学習時間調査、⑩学生表彰の取り組み、を行っている。また、臨地実習については、実習施設での受入協力のもと、毎年整備する「看護学実習要項」に実習体制及び実習計画及び全般的な留意事項等を明示し、運用している。

履修ガイダンスは、学部・研究科ともにセメスターごとに実施し、半期の学習活動や学生生活をプランニングできるように説明・指導を行っている。学部では1年間における履修科目の上限を50単位と定めている。履修については、学部ではA.A.教員や教務委員が、研究

科では研究指導教員が学務課教務係と連携して指導を行っている（根拠資料：4-④-1 R6 年度_学部前期ガイダンス日程表、4-④-2 R6 年度後期ガイダンス日程表）。

授業方法・時間の工夫として、学部はシラバスに授業時間外の学習活動や取り組み時間を記載、研究科は学習方法を記載するなど、準備学習・反転学習の指示、レポートや小テストなど多様な評価の実施を明示している。令和3年度に導入した LMS (Learning Management System) を活用し、動画の視聴や課題の取り組みの管理、能動的学習のための環境、合格点に到達するまでの反復トレーニング、ブレイクアウトルームを使用したグループワーク等を行っている。また、最終回の講義に加え、各授業において、小テスト、レポート、試験結果のフィードバックや科目のまとめを行っている（根拠資料：4-④-3 R6 年度_シラバス）。

授業方法改善への取り組みとして、科目の到達目標の達成度に着目し、「科目別到達目標の達成度」、「授業評価アンケート」、「科目の自己評価」の結果をそれぞれ得点化し、合計得点を基に評価する表彰制度を実施している（根拠資料：4-④-4 令和6年度科目の自己評価）。

GPA 導入については、学生がセメスターごとの学年順位や総合順位を確認することにより、学習状況の客観的な把握や目標設定、自主的な学習ができるようにシステム化している。また、学習支援や生活支援の面談の基準としても活用するとともに、A. A. 教員や教務委員会委員が指導の参考資料としても活用している（根拠資料：4-④-5 ポータル_GPA、4-④-6 履修規程）。

教員・学生間コミュニケーションの仕組みとして、ポータルサイトと連動させたポートフォリオ（夢・目標）やオフィスアワーの設定をしている。教務委員会、学生支援委員会と連携し、学年の節目や実習などの学修イベントに合わせ、学生が目標を入力する。また、令和4度からプレ・ディプロマ・サプリメントとして活用できるよう、学生には DP の評価の入力について周知し、A. A. 担当教員が入力を確認し、面談するようにしている。オフィスアワーは、学部では前期履修ガイダンス時に教員全体のオフィスアワー一覧表を配布し、研究科は科目のシラバスに明示することで周知している。記載以外の時間帯であってもタイムリーに支援できるよう可能な範囲で対応をしている（根拠資料：4-④-7 R6 年度_夢・目標設定、4-④-8 R6 年度_教員オフィスアワー一覧）。

進級要件の設定は、2年次までの必修科目の単位修得をもって実質的な進級要件としている。この要件は、履修規程及び同細則に明示し学生便覧にて情報提供を行うとともに、入学時や進級時のガイダンスで繰り返し説明し、周知している。加えて、GPA1.3 以上を進級面談の対象とし、学生の学習を活性化し効果的に教育を行っている（根拠資料：4-④-9 履修規定、4-④-10 令和6年度教務委員会議事録 9月、3月）。

授業評価アンケートは科目の最終日にポータルサイトからの入力を促し実施している。科目担当者は結果を確認し、授業自己評価及び次年度への授業改善に活用している。学習時間調査は、学部では学生支援委員会が実施し、調査結果から学生の学習・生活等の実態やニーズを教員間で共有し、必要な支援を行っている（根拠資料：4-④-11 R6 年度学部学生によるカリキュラム評価、4-④-12 R6 年度学生生活調査）。

学生表彰として、優れた卒業論文を作成した学生に対し、最優秀賞・優秀賞を授与している。令和5年度は最優秀論文賞1名、優秀論文賞4名が選出された。選出された学生は、卒業論文発表会で成果発表を行い、図書館で論文を公開している（根拠資料：4-④-13 令和6年度卒業研究優秀論文賞）。

【大学院】

○各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

研究科（修士・博士課程）においては、1年間の履修登録単位の上限は示していない。修士課程では、学生便覧/履修の手引きに履修モデルや履修の流れ、研究スケジュールを（根拠資料：4-④-14 R6年度履修の手引きのⅡのp30～41）、博士課程では、学生便覧に学位修得までのプロセスを示し、学生がコースワークとリサーチワークを計画的に進められるように明示している。

○シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）

・シラバスの内容

シラバスについては、学部・研究科ともに作成要領等に明示し、点検・評価・改善する方法でシラバス作成ルールを作成し、毎年シラバス作成に関するFDを開催している。シラバスの点検は、研究科教務委員会修士部門・共同看護学専攻教務委員会が行っている（根拠資料：4-④-15 シラバスチェックリスト、4-④-16 令和6年度大学院シラバス作成要領）。シラバスに明示した内容と実際の授業運営の適切性・順序性等は、学生の授業アンケート項目として収集し、教員によるフィードバックコメントを行い、学生からのアンケート結果をふまえ、必要に応じて改善を行っている。（根拠資料：4-③-21 令和6年度前期授業評価アンケート、4-③-22 令和6年度後期授業評価アンケート）。

・履修指導の工夫

研究科修士課程の大学院生に対する履修指導はセメスターごとのガイダンスの際に研究指導教員が実施している（根拠資料：4-④-19 令和6年度 前期後期修士課程大学院ガイダンス次第）。

研究科博士課程では、セメスター毎に研究指導教員が履修指導を行っている。研究指導計画の進捗状況については、適宜、研究科教務委員会博士部門で情報共有している。

○修士課程：研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

修士課程の教育・研究者コースの研究指導については、1年前期の演習において研究テーマを絞り込んだうえで研究計画書の提出、または10月までに仮テーマを提出するようになり、その後主査と副査を決定し、研究計画書審査を実施するように変更した（根拠資料：4-④-20 修士論文審査に関する細則）。令和6年度入学者より、課題研究の研究計画書審査の廃止、課題研究の公開審査へと変更したため、学生が効率的・効果的に履修できるよう、研究指導教員による履修指導や履修モデル及び履修・研究のスケジュールを綿密に改変し、該当学生には周知を行った（根拠資料：4-④-21 令和6年度シラバス、4-④-22 課題研究審査に関する細則）。

博士課程の研究指導については、10 月の合同研究ゼミナール後に共同看護学専攻学位審査委員会が副指導教員案を作成し、研究科長会議の議を経て共同看護学専攻連絡協議会にて審議・決定している。研究指導計画は履修の手引きに掲載し、ガイダンスで説明し周知している。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与は適切に行われているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性、公平性、公平性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示
- ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの認定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 適切な学位授与
- ・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

単位認定制度の趣旨については、学則及び履修規程に明示しており、これらの規程に基づき単位認定を行っている。学部では、各科目担当教員がシラバスに記載している評価方法に基づいて成績評価を実施し、科目担当者間でダブルチェックの上、科目責任者が「評点内訳表」を記載し提出することとしている。全学生の成績一覧はセメスターごとに教授会に提示し単位認定をしている。研究科修士課程では、年に 2 回、研究科教務委員会にて成績評価・単位認定の適切性を確認し、研究科委員会で審議の上で単位認定をしている。博士課程では、共同看護学専攻教務委員会にて年に 2 回、成績評価・単位認定の適切性を確認し、共同看護学専攻連絡協議会で審議を行っている。

入学前の既修得単位等の認定については、大学学則第 31 条に記載している通り、教育上有益と認めるときには大学、短期大学又は高等専門学校において履修した単位を上限 60 単位まで認定している。研究科では、大学院学則第 22 条に記載している通り、教育上有益と認めるときには他の大学院において履修した単位を上限 20 単位まで認定している。

成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置として、学部・研究科ともに評価方法・配分をシラバスに明記し、初回の講義の際に学生に説明している。成績評価は、成績内訳表への記録及びポータルサイトの成績報告登録に入力し、転記ミスがないかをダブルチェックしている。

卒業・修了要件は大学学則第 37 条及び大学院学則第 28 条に明示している。学部においては、教務委員会で在籍期間や修得単位数を確認した上で卒業予定者の案を作成し、教授会で審議、経営会議で承認を得て、学長が決定している。本学が掲げている DP の 5 つの

力（下位項目は10項目）の到達度を測定するために、DP ルーブリックの最終到達度を学生個々に評価させ、全員が目標値の3点以上／5点満点であることを確認している。研究科においては、学位論文等及び最終試験の可否を学位規程に基づき研究科委員会で審議、経営会議での承認を得て、学長が課程修了の認定を行う旨を、大学院学則第30条に明示しており、規程に基づき進めている。

○学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表

修士課程においては、令和5年度入学以前の特別研究と課題研究（量的研究・質的研究・事例研究・文献研究）における審査基準はMoodle、ホームページで周知している（根拠資料：4-⑤-1 修士論文の審査および最終試験の実施要領、4-⑤-2 修士論文作成に関するガイドライン、）。令和6年度教育・研究者コース入学の学生に向けては、修士論文審査に関する審査基準をMoodleで周知し、後期ガイダンスで格納場所を含めてわかりやすく説明をした（根拠資料：4-⑤-3 修士論文審査に関する細則、4-⑤-4 修士論文及び最終試験の審査基準）。令和6年度CNSコースと助産コース入学の学生に向けては、課題研究審査に関する審査基準をMoodleで周知し、後期ガイダンスで格納場所を含めてわかりやすく説明した（根拠資料：4-⑤-5 課題研究審査に関する細則、4-⑤-6 課題研究及び最終試験の審査基準）。今後は令和5年度以前の入学者と令和6年度以降の入学者が自身に該当する内容を正しく認識するようにMoodleやホームページ上で適宜更新を行っていく予定である。

博士課程においては、共同看護学専攻後期3年博士課程学位審査規程に博士論文審査基準を定め、学生便覧/履修の手引き、ホームページにて公表している。

○学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置

修士課程においては、令和6年度入学者より修士論文審査に関する細則、課題研究審査に関する細則を新たに加え、令和5年度以前に入学した学生との学位審査体制を明確に分けて実施している（根拠資料：4-⑤-7 修士論文の審査および最終試験の実施要領、4-⑤-8 令和6年度修士論文審査に関する細則、4-⑤-9 令和6年度課題研究審査に関する細則）。学生は、学位論文の申請に当たり研究計画書審査に合格しなければならないが、令和6年度以降の特定の課題についての研究成果審査はこの限りではない（根拠資料：4-⑤-10 大学院学位規程）。学位論文は、学位審査及び修了判定について修士論文及び最終試験の審査基準（根拠資料：4-⑤-11 修士論文及び最終試験の審査基準）にて客観性及び厳格性を確保している。特定の課題についての研究の成果は、課題研究及び最終試験の審査基準（根拠資料：4-⑤-12 課題研究及び最終試験の審査基準）にて客観性及び厳格性を確保している。修士論文並びに課題研究について、審査結果は主査が報告書を作成し、研究科委員会で審議の上、可否の判定を行っている。

博士課程においては、共同看護学専攻の運営に関する要項を定め、主研究指導教員及び第1副指導教員以外に各構成大学から3名の審査員を選出した審査体制により、客観性及び厳格性を確保している（根拠資料：4-⑤-13 日本赤十字九州国際看護大学大学院学位規程、4-4-⑤-14 看護学専攻後期3年博士課程学位審査規程、4-⑤-15 共同看護学専攻博士学位審査委員会規程、4-⑤-16 共同看護学専攻研究計画審査委員会内規、4-⑤-17 共同看護学専攻専門委員会内規）。

○学位授与に係る責任体制及び手続の明示及び適切な学位授与

学部は、学則第 37 条に基づいて教務委員会が卒業予定者の成績を確認している。卒業要件を満たしている学生について、卒業予定者一覧表を作成し、教授会で審議し、経営会議の議を経て卒業認定をしている。研究科修士課程では、課程修了の認定は大学院学則第 30 条に明示している。研究科教務委員会修士部門で在籍期間や修得単位数、論文審査及び最終試験の報告書を確認した上で修了予定者の案を作成し、研究科委員会で審議、経営会議で承認を得ている。また、修士課程において修得することが求められる知識、技能、態度のひとつとして、修了後 2 年以内の論文公表を義務づけている。研究科博士課程では、課程修了の認定は大学院学則第 30 条に明示している。共同看護学専攻教務委員会で履修登録、単位修得及び成績を確認し、専門委員会で合否判定案を作成したのちに学位審査委員会で合否判定案の検討を行い、共同看護学専攻連絡協議会における合否の決定を行っている。

○学位授与に関わる全学的なルール設定その他全学質保証推進組織等の関わり

学部・研究科ともに学位授与については学則・大学院学則に規定しており、学部教務委員会及び研究科教務委員会（修士課程部門・博士課程部門）が作成した卒業・修了者案を教授会及び研究科委員会で審議し、経営会議の議を経て決定している。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の習得状況を適切に把握できるもの。）

評価の視点 2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ループリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点 3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

3P の基本方針に基づき、学部・研究科ともに、3P に加えて、それぞれアセスメントプランを明示し、学生便覧/履修の手引き、大学ホームページ上で公表している。アセスメントプランは、①本学の定める 3 つのポリシーが適切であるかどうか、また②本学の教

育カリキュラムが3つのポリシーに基づき適切に機能しているかを、2つのレベル（カリキュラムレベル・授業レベル）で、多面的、総合的に、点検・評価するための具体的実施方法を定め、改善につなげることを目的としている。

学部においては、直接的・間接的に学習成果を測定する指標を相互に関連させカリキュラム評価を行っている。令和6年度についてもカリキュラムは適切に設計、運営されていることを確認した（根拠資料：4-⑥-1 令和6年度カリキュラム形成評価）。

研究科修士課程においては、カリキュラムレベルでの評価指標として3Pの整合性評価及び定期的なカリキュラム評価、授業レベルでの評価指標として成績・単位修得状況、学生による授業評価、教員による授業自己評価、領域及びコース担当者による「演習」「実習」「特別研究（課題研究）」の評価を設定している。加えて、各コースのDP到達状況を測定するために「大学院修了時の能力評価指標」を整備するとともに、就職先アンケート（助産コース、教育研究者コース、CNSコース）を行い、能力評価指標結果を集約し（根拠資料：4-⑥-2 令和5年度修了生就職先アンケート調査結果）、令和6年度カリキュラムの適切性を評価し、次期カリキュラム改正まで適切に現行カリキュラムが運営されていることを確認した（根拠資料：4-⑥-3 令和6年度修士課程カリキュラムの評価）。

大学院博士課程においては、教育課程及びその内容・方法の適切性について定期的に点検・評価を行うためのアセスメントプランに基づき、科目レベルと教育課程レベルは共同看護学専攻自己点検・評価委員会で行っている（根拠資料：4-⑥-4 共同看護学専攻令和5年度点検評価、4-⑥-5 共同看護学専攻令和6年度点検評価）。また、機関レベルにおいては、開学から令和5年度までの在学中、及び修了時・修了後に実施する評価の指標をもとに、CPに即した学修の検証に対する評価指標（休学者数、退学者数、留年者数、各科目の成績、TA雇用率）、修了時・修了後のDPの修得に対する検証（学位授与数、就職率、修了生追跡調査）のデータを集約し、総括評価を行った（根拠資料：4-⑥-6 2023年日本赤十字九州国際看護大学機関レベルの評価報告）。令和6年は形成評価を行った（根拠資料：4-⑥-7 2024年日本赤十字九州国際看護大学機関レベルの評価報告）。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容・方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学部では、授業レベルの評価において各科目のPDCAサイクルを回しているかを可視化するため、ウェブフォームによる評価フォーマットをsemesterごとに提出を求め、教務委員会で確認し、教授会において形成評価を報告している。データについては教員が閲覧できるよう共有フォルダーに格納している。これらの取り組みにより、各科目のPDCAサイクルが可視化されている。入学後の基礎的な学力のうち特に理科系科目の基礎学力強化のために、入学予定者に対して理科系科目の入学前補講を実施している。令和6年度入学生よりLMSを

用いた反復型の受講を可能とした。また、入学前補講のテストや「人体の構造と機能Ⅰ・Ⅱ」の定期試験、「生物」「化学」の受講との関連を分析し、令和6年度の改正カリキュラムでは、「生物」を必修科目とし、1年次前期に開講し「人体の構造と機能」等の科目と連動する内容として設定した。

GPAについては、平成30年度より学年ごと、科目ごとのGPA分布を作成し、教員に結果を周知するとともに学生にも公表している。また、成績評価の平準化の考え方として、科目担当教員があらかじめ想定する点数と最終成績との整合もしくは乖離の程度を分析・評価し、改善する取り組みを継続した（根拠資料：4-⑦-1 R5年度科目の自己評価、4-⑦-2 R5年度学部GPA分布）。

大学院修士課程では、アセスメントプランに基づき、教育課程及びその内容・方法の適切性について点検・評価を行った。今年度は、令和4年度カリキュラム（新カリキュラム）の3年目であった。コースモニタリングより抽出した課題として、助産コース（修得要件の修得単位数＝61単位）におけるカリキュラムの過密さ、研究時間の捻出の困難さ、が認められた。1単位あたりの時間数の見直し、課題研究の位置づけや審査基準の見直しを行い、令和6年度入学者より課題研究審査に関する細則を策定し、合わせて修士論文審査に関する細則も新たに策定した。

大学院博士課程においては、教育課程及びその内容・方法の適切性について定期的に点検・評価を行うためのアセスメントプランに基づき、科目レベルと教育課程レベルは共同看護学専攻自己点検・評価委員会で行った（根拠資料：4-⑥-5 共同看護学専攻令和6年度点検評価）。また、機関レベルにおいては、開学から令和5年度までのデータを集約し、令和6年に総括評価を行い（根拠資料：4-⑦-4 2023年日本赤十字九州国際看護大学機関レベルの評価報告）、指導体制の強化を図っている。令和6年も継続して評価を行った（根拠資料：4-⑦-5 2024年日本赤十字九州国際看護大学機関レベルの評価報告）。

（2）長所・特色

学部・研究科ともに3ポリシーの整合性、アセスメントプランに基づくカリキュラム評価によってカリキュラムは適切に運営されている。

（3）問題点

学部における次年度の課題として、現在新カリキュラム1年目であり、今後カリキュラム実施に伴う科目の調整および科目の形成評価を通じた新カリキュラムの適切な運営評価を行う必要がある。また、新カリキュラムにあわせ、多様な学習評価と科目のクォーター配置に取り組んでいるため、この実施に伴う課題を明確にし、課題解決をしていく必要がある。

研究科では、課題研究において計画書審査を廃止し課題研究の審査基準を部分的に簡素化し、2年次の研究相談会を経て、課題研究審査を公開で行うことになった。研究相談会では、学生が研究を順調に進めるための様々なアドバイスを得ることによって、最終試験の基準を満たすことにもつながるため、課題研究相談会の実施と評価を行う必要がある。

（4）全体のまとめ

学部・研究科ともに修得すべき知識、技能、態度等、学位授与方針を定め学内外に公表している。また、授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、「教育課程編成」

「学修方法・学修過程」「学修成果の評価」を具体的に示し公表している。学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針、入学生の受け入れ方針の整合性を図ってきた。教育課程の編成・実施方針に基づいて設計したカリキュラムは、学部及び研究科において、適切に運営されている。学部では、令和6年度の改正カリキュラムの実施にあたり、科目のクォーター配置や、教育成果の多様な評価を実施し、その初年度評価を行い、課題解決に向けた検討を始めている。

教育課程については、学部及び研究科の教務委員会が運営しているが、適宜、ICT推進会議や教授会、研究科委員会での審議や報告、経営会議への報告や審議を得ながら進めている。成績評価や単位認定は、学部・研究科ともにシラバスに明示し、記載内容に沿って成績評価を行っている。また、DP ルーブリックや能力指標を活用し、DP に記載している力が身についたかについても測定、評価し、DP の適切性を確認した。卒業生・修了生調査や就職先へのアンケート調査結果からも DP 及びカリキュラムの適切性を確認した。大学院修士課程及び共同看護学専攻博士課程の両者とも、学位論文の審査基準を明示し、各科目と卒業認定・学位授与の方針との関連及び位置づけを明示している。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

学生の受け入れ方針の設定については、年度初めに、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像について検討し、改正提案がないことを確認した。入学希望者に求める水準等の判定方法については、前年度と同様に実施することを確認した。

上記、委員会で検討した受け入れ方針、判定方法については、大学案内、学生募集要項、ホームページ等に適切に明示し、公表している。公表の媒体や表現の工夫、公表時期について、年度末に評価を行い、適切な時期であることを確認している（根拠資料：5-①-1 大学案内、5-①-2 学校推薦型選抜学生募集要項、5-①-3 学校推薦型選抜（指定校）、5-①-4 一般選抜学生募集要項、5-①-5 研究科案内、5-①-6 博士課程パンフレット、5-①-7 修士課程学生募集要項、5-①-8 内部進学学生募集要項、5-①-9 博士課程学生募集要項）。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の配慮等）

学部では、入試広報課と学務部長、事務局長を含む構成員より組織された入試委員会が運営している（根拠資料：5-②-1 学部入学試験委員会規程）。授業料他経済的支援に関する情報提供については、学務部長と情報を共有しながら公表媒体、オープンキャンパス

他、個別相談等を行いながら情報を発信し、丁寧に対応している（根拠資料：評価項目①同様）。第1回委員会にて、前年の自己点検・評価委員会に記した課題と評価を基に目標を設定し、立案した年間計画に沿って活動している（根拠資料：5-②-2R6 学部入学試験委員会活動計画）。運営は、入試委員長による定期的な委員会を開催し、合議を経て行っている。決定事項については、教授会での審議を受け経営会議の承認を得たうえで、教職員会議において全教職員に周知することとしている（根拠資料：5-②-1 学部入学試験委員会規程）。入学者選抜の運営体制の整備については、責任者である学長の下、入試委員会委員長及び入試広報課長とともに体制を協議している。試験監督責任者並びに面接責任者には、教授もしくは准教授をあてており、各部署の責任体制を明確にし、全員に実施前のオリエンテーションを行い、各自役割を示し、当日は、入試本部において入試委員会委員が待機してすぐに対応できるよう整備している（根拠資料：5-②-3～8 第4回～8回、第11回学部入学試験委員会議事録）。

学生募集及び入学者選抜制度については、受験者数の推移、選抜毎に、入学後の学習状況、留年・休退学者の状況を検討している（根拠資料：5-②-7～9 第8回、第11回、第2回学部入学試験委員会議事録）。学生募集については、推薦選抜者定数の増加、指定校推薦の見直しとして、指定校の選定基準、地域、割り当て人数を検討した（根拠資料：5-②-9～10 第1回、第2回学部入学試験委員会議事録）。その結果、想定通りの推薦志願者を獲得することができた。また、共通テスト専願者については、面接をやめ、調査書による評価を重視することとしたところ、受験生の増加が認められた。加えて、受験生確保対策として、3月に入試選抜を追加することとし、これまで選抜の名称を変更しており、また新たに指定校推薦対象高校には、対面で説明する機会を得る等受験生の応募情報として、ホームページ、オープンキャンパス、高校訪問、高校教員への説明会等で周知している（根拠資料：5-②-4 第5回、5-②-7 第8回、5-②-3 第4回学部入学試験委員会議事録、5-②-12 大学説明会次第、5-②-4～6 第5回～第7回学部入学試験委員会議事録）。

次年度より総合型入試及び社会人入試を開始することとして、要件及び水準について検討し（根拠資料：5-②-4 第5回、5-②-6 第7回学部入学試験委員会議事録）、次年度早々に公表、周知に向けて取り組む。

オンラインによる選抜は行っていない。入学者選抜の公正については、任にあたる教職員の子が本学の受験がないことを確認していること、入試作題に関しては、入試委員長を除いた作題部会において情報漏洩のないよう安全に作成・保管を行っている。また全教職員へのオリエンテーションにおいて、不正防止と対応について要領をもとに確認し、適切な対応をとっている（根拠資料：5-②-7 第8回、5-②-13 第10回学部入学試験委員会議事録）。入学者選抜の結果、方針に沿った学生を受け入れるため、入試委員会で結果の確認、教授会で結果の判定、経営会議にて判定の是非の確認を得て、適正に合格者を決定している（根拠資料：5-②-13 第10回、5-②-14 第12回、5-②-15 第13回、5-②-16 第14回、5-②-17 第15回学部入学試験委員会議事録）。

研究科では、修士課程・博士課程について入試広報課と研究科長、事務局長を含む構成員より組織された研究科入学試験委員会において各課程の受け入れ方針に基づき、学生募集、入学試験選抜の運営体制を整備し、入学者選抜を公平に実施している（根拠資料：5-②-18 研究科入学試験委員会規程）。

授業料その他の費用や経済的支援に関する情報は、入学案内、学生募集要項、ホームページにて適切に提供している（根拠資料：評価項目①同様）。

入学試験の実施においては、入試委員会において実施要綱や面接要綱を作成し、教職員対象のオリエンテーションを実施して適切に入試を行っており、入学者選抜実施のための体制は整っている（根拠資料：5-②-19～20 第2回、第3回研究科入学試験委員会議事録）。

学生募集においては、全国の赤十字施設、赤十字以外の実習施設・病院、九州・山口の大学・看護系専門学校等、300 か所以上に学生募集要項を送付している。また、研究科委員会と連携して各研究指導教員が計画的に学生募集を行っている（根拠資料：5-②-21 令和7年度入試大学院案内等送付先及び部数、5-②-22 研究科募集要項送付先一覧）。

修士課程では、新設の助産コースの内部進学終了後に評価の指標について検討し、評価の指標と評価配分の変更を行った。また、令和8年度入試より教育・研究者コースにおいても内部進学試験を実施することで、学部からの大学院進学者の増加を図ることとした（根拠資料：5-②-20 第3回、5-②-23 第4回研究科入学試験委員会議事録）。学内の学生に対してガイダンスや進学相談会等に、内部進学試験の概要を案内し募集した（根拠資料：5-②-24 第6回、5-②-26 第9回研究科入学試験委員会議事録）。更に、一般入試科目の検討を行い、令和8年度入試より修士課程では、英語を除き受験しやすい科目設定とした（根拠資料：5-②-23 第4回研究科入学試験委員会議事録）。

博士課程においては、新しい入学者受入れ方針の決定に伴い、入試科目の出題方針の変更を検討し、看護専門科目の作題方針を決定した（根拠資料：5-②-24～25 第6回、第7回研究科入学試験委員会議事録）。

オンラインの入学試験の実施については検討していないが、合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施については、研究科入学試験委員会で検討し、令和8年度の学生募集要項やホームページで公表する予定である（5-②-24 第6回研究科入学試験委員会議事録）。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

＜学士課程＞

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

適切な定員を設定して学生の受け入れについては、定員充足率、収容定員に対する在籍者数のモニタリングを継続的に行っている。在籍学生数を収容定員に基づき中間評価で確認した状況と数を考慮し、次年度の受け入れ人数を設定確認している（根拠資料：5-②-5 第6回学部入学試験委員会議事録）。推薦型入試を終え、54名を合格とし、入学手続きを

終えたことを確認している。また、一般選抜Ⅰ期・Ⅱ期、大学入学共通テストⅠ期・Ⅱ期・Ⅲ期・赤十字6看護大学連携併願の各々の結果を基に、適正に学生確保ができるよう受入数を確認し、合格者を決定した。今年度においては、目標入学者数の112名の入学者を確保できた。

修士課程の受け入れについては、領域・分野ごとの在籍者数を基に実習の受け入れ状況や研究指導体制を検討し、適正に管理している。助産コースの内部進学試験合格者は3名であった。Ⅰ期入学試験での合格者は、教育・研究者コース2名、助産コース1名であった。Ⅱ期入学試験、追加入学試験は出願者がいなかったため、入学者は6名の予定である。収容定員充足率は $(6+11) \div 20 = 0.85$ であり収容定員に達していない。

博士課程の受け入れについては、研究指導教員ごとの在籍者数を基に検討し、適正に管理している。Ⅰ期入学試験、Ⅱ期入学試験、追加入学試験のいずれも受験者がいなかった。収容定員充足率は、 $(3.75+4) \div 6 = 1.292$ で、定員を充足している。

収容定員に対し、在籍学生数を適切に確保するために、教員の主体的広報活動に加えてサテライトキャンパスやオープンキャンパスでの大学院進学相談会や個別相談会（オンライン含む）、お試し体験受講を継続して行う予定である。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生の受け入れの適切性について、定期的な点検・評価については、定員充足率、収容定員に対する在籍者数のモニタリングを継続的に行っており、次年度の受け入れ学生数の設定を行っている。結果をもとに改善・向上に向けた取り組みについては、昨年度の自己点検・評価を受け、今年度の目標と活動内容を決定しており、月1回の委員会にて実施状況の確認、改善を行っており、今年度も、年間計画に基づき自己点検・評価を行っている（根拠資料：5-③-1R6 学部入学試験委員会活動報告）。すべての試験実施後に評価を行い、次年度に向けた改善を明確にしていく予定である。なお、作題及び実施についての適切性を評価するため、作題部会については、学部入試委員長が、実施に関しては、年度末に学部入学試験委員会外の組織より、点検評価を受ける体制を整えており、今年度末に実施し、その結果を委員会で共有し、次年度のに向けた改善に活かしていく予定である（根拠資料：5-③-2 令和7年度学部入学者選抜実施に係る検証チェックリスト）。

大学院においては、原則月1回の委員会において、九州地区他大学大学院の状況分析を含めた学生募集の検討、入学試験後の点検・評価、年間計画に基づく活動後の実施報告等を行っている（根拠資料：5-②-23 第4回研究科入学試験委員会議事録）。また、全ての入学試験終了後には、研究科入学試験委員会委員以外の外部による点検・評価を行い、入学試験の実施が適切であったか評価している（根拠資料：5-③-3 令和7年度大学院入学者選抜実施に係る検証チェックリスト）。

この結果を基に次年度の活動計画を作成し、改善・向上を図っている。

(2) 長所・特色

学生確保のための制度の検討、広報活動に注力しており、成果として一定数の受験生の確保をえることができた。新たな広報活動を検討している。次年度に開始する新たな制度の普及に向けた具体的な策について検討している。

大学院修士課程において、新設の助産コースの内部進学に加え、令和8年度入試より教育・研究者コースにおいても内部進学試験を実施することで、学部からの大学院進学者の増加を図るように取り組んだ。

(3) 問題点

学部では受験生の数の減少により期待以上の成果を得るには到っておらず、次年度導入する総合型入試及び社会人選抜入試による受験生確保に向けた具体的対策及び広報戦略が必要である。

大学院修士課程・博士課程においては、定員を満たしていないという課題があるため、定員充足をしていくための取り組みを継続することが必要である。

(4) 全体のまとめ

学生の受け入れ方針を定め公表しており、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施している。また、適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理している。学生の受け入れの適切性についても定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

以上より、大学基準に照らして良好な状態であり、学生受け入れの取り組みは概ね適切である。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

本学の目的は、「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術をもって広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与すること」である（根拠資料：6-①-1 教職員ハンドブック、6-①-2 ホームページ、6-①-3 教職員ハンドブック、6-①-4 ホームページ、6-①-5 大学学則）。これに基づき、本学の「求める教員像」を策定し、特に、赤十字の理念に対する理解のある人、看護学もしくは関連領域に関する教育実践と研究開発の能力と相応の実績を有する人としていることから、求める教員のあり方を適切に明示できていると判断できる。また、各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針については、「教員組織編成方針」を策定し、教員組織の編成、領域・分野の配置、連携のあり方を示していることから、適切に明示できていると判断できる（根拠資料：6-①-6 ホームページ 求める教員像及び教員組織編制方針）。

本学の求める教員像は、平成26年度に「本学教員に求められる能力（指針）」として設定した。令和元年度に、求める教員のあり方や各教員の役割、連携のあり方等、本学の理念・目的に沿って教育研究等の諸活動を行っていく観点から、教員組織編成方針と併せて見直し、教授会・経営会議で審議し承認され、令和2年度から施行している（根拠資料：6-①-6 求める教員像及び教員組織編制方針）。令和6年度は第4次中期計画に基づき、教員組織編制方針を見直した。教職員会議において教員へ明示し、ホームページにも掲載している（根拠資料：6-①-3 教職員ハンドブック、【ウェブ】本学ホームページ）。

「求める教員像」は、以下のとおりである。

- (1) 赤十字の理念に対する深い理解と共感を有する人
- (2) 看護学もしくは関連領域に関する教育実践の能力と相応の実績を有する人
- (3) 看護学もしくは関連領域に関する研究開発の能力と相応の実績を有する人
- (4) 良好な対人関係を構築するコミュニケーション能力を有する人
- (5) 大学の管理運営に参画し貢献する意思と相応の実績を有する人
- (6) 学術団体、職能団体、地域社会等に貢献する意思と相応の実績を有する人
- (7) 看護学教員においては、自律的に看護を実践できる能力を有する人

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針の適切な明示

第4次中期計画に基づき計画的かつ適切に教員を配置するため、令和2年度から施行している教員組織編制方針を令和6年度に見直し、文言を追加した。教授会・経営会議で審議し承認され、教職員会議において教員へ明示するとともにホームページにも掲載している（根拠資料：6-①-6 求める教員像及び教員組織編制方針）。

「教員組織編成方針」は以下のとおりである。

- (1) 大学は事業計画に基づき、人事配置を計画する。
- (2) 教員の任用・昇任は、学校法人日本赤十字学園の定める「看護大学・短期大学における教職員の選考基準」に基づき、人格、教育研究業績、社会活動等に関して、公正かつ厳正な審査及び手続によって行う。
- (3) 教育課程に相応しい学部・研究科の各領域の専任教員からなる教員組織を編成する。教員は学部・研究科双方の教育に携わることを原則とする。
- (4) 教育課程を運営するために、適切な領域・分野を配置する。
- (5) 教員の数は、関連法令の基準を満たすことはもとより、教育特性に見合った人数を配置し、適切な年齢構成及び職位バランスを考慮する。
- (6) 教員の配置には、教員の教育・研究の専門性を考慮するとともに、適切な役割分担と連携体制を確保し、組織的な教育を行う教育組織を編成する。
- (7) 各領域代表者は領域内を総括し、教育・研究の質の向上を図るとともに、他領域と連携して調整する。

以上により、本学では大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像及び学部・研究科等の教員組織の編成方針を適切に設定し、明示している。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの基幹教員・専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配置
- ・教育上主要と認められる授業科目における基幹教員・専任教員の適正な配置（専任教員については教授又は准教授）
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・複数学部等の基幹教員を兼ねるものについて、業務状況の適切性
- ・他大学・企業等を兼務する基幹教員について、業務状況の適切性
- ・教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携

評価の視点3：指導補助者を活用する場合の適切性（資格要件、授業担当教員との責任関係や役割の明確化、指導計画の明確化等）。

評価の視点4：教養教育の運営体制

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの基幹教員専任教員数

本学は看護学の単科大学であり、研究科を担当する教員は教員組織編成方針に示しているとおりの学部と兼務である。よって、学部の教員組織が大学全体の教員組織となっている。本学の専任教員数は学長を除き46名である。本学の理念・目的を達成するため教員組織編成方針に基づき、教員募集中の一部領域の職位を除き、必要な教員数及びその職位構成は満たされている（根拠資料：6-②-1 令和6年度_学部_教育体制、6-②-2 令和6年度_修士_教育体制）。

日本赤十字学園における基幹教員制度（案）は、当初、令和7年度から導入予定であったが、日本赤十字学園学長会議で継続して検討されており、令和8年度からの導入を予定している（根拠資料：6-②-3 令和6年9月20日 日本赤十字学園 学長・局長懇談会（第3回）議事概要）。現時点において、基幹教員の要件について変更はない。

- ・各大学の教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」）を担当する又は1年につき8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう
- ・教育課程の編成その他の学部・学科の運営について責任を担う教員（助手を除く）でなければならない

上述の2点については、大学設置基準にも規定されているため変更はないと考える。主要授業科目の考え方は、今後、教授会、経営会議等で協議し決定する。本学の教育課程の編成その他の学部・学科の運営に係る委員会については、日本赤十字学園の他大学の例を参考に①教授会、②学部入試委員会、③学部教務委員会、④実習委員会、⑤学生支援委員会とし、令和6年度からは、全教員を①～⑤のいずれかの委員会に配置した。よって、本学の専任教員全員が基幹教員となる予定である。

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

本学の教員組織は、表6-1及び表6-2に示すとおりである。本学の理念・目的は、日本赤十字九州国際看護大学学則第1条に「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道德及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与することを目的とする。」としている（根拠資料：6-②-4 大学学則）。

この目的とCPを実現するため、学部の領域は令和6年度からは12領域に再編した。

研究科は平成29年度カリでは保健コース、看護コース、CNSコース、助産教育コースの4コースを、令和4年度の新カリでは保健コースと看護コースを統合し、教育・研究者コース、CNSコース、助産コースの3コースに変更した。教育・研究者コースには「国際保健・国際看護学」「生涯発達看護学」「広域看護学」「基盤看護学」領域が、助産コースは「助産学」領域が、CNSコースには「在宅看護学」「クリティカルケア看護学」領域の計7領域があったが、令和4年度のカリキュラム改正においてCNSコースに「老年看護学」「精神看護学」を加え、9領域の編成としており、教員組織の編成に関する方針との整合性は図れていると判断できる。現在は令和9年度カリキュラム改正に向け、領域編制についても検討済みである（根拠資料：6-②-5 教育課程の変更理由）。

表 6 - 1 : 学部領域と専任教員数 (令和 6 年 4 月 1 日現在、学長・センター長を除く)

	基礎・専門基礎	基礎看護学	看護教育学	看護管理学	小児看護学	リプロダクティブヘルス看護学	老年看護学	成人看護学(急性期)	成人看護学(慢性期)	ヘルスプロモーション	地域・在宅看護学	精神保健看護学	災害・国際看護学
教授	3		1			1	1	1	1	1		1	1
准教授		1			1	1	2		2	1	1	1	1
講師	1	1			2	1		1			1		
助教		4			1	2	2	2	1	2		2	
助手											1		
合計	4	6	1	0	4	5	5	4	4	4	3	4	2

表 6 - 2 : 研究科コース・領域と専任教員数 (令和 6 年 4 月 1 日現在、学長を含む、〈 〉は兼任)

	教育・研究者コース				助産コース	CNS コース			
	国際保健・国際看護学	発達看護学	広域看護学	基盤看護学	助産学	在宅看護学	クリティカルケア看護学	老年看護学	精神看護学
教授	1	4	2	2	1	〈1〉	〈1〉	〈1〉	〈1〉
准教授	2	3	2	1	1	〈1〉		〈2〉	〈1〉
講師		1	1				〈1〉		
合計	3	8	5	3	2	2	2	3	2

・各学位課程の目的に即した教員配置

令和 6 年度のカリキュラム改正において、学部教育課程の科目区分は「基礎・専門基礎科目」「専門科目」としている。「基礎・専門基礎科目」は、専門科目の基盤となる力を涵養するために、人間の多様性や生命・健康について理解を深めるための科目、人々が暮らす社会を幅広く理解するための科目、論理的思考を育成するための科目、赤十字や災害・国際関連の科目を配置している。

専門科目は、「基礎看護学」「看護教育学」「看護管理学」「小児看護学」「リプロダクティブヘルス看護学」「老年看護学」「成人看護学(急性期)」「成人看護学(慢性期)」「ヘルスプロモーション」「地域・在宅看護学」「精神保健看護学」「災害・国際看護学」の 12 領域とし、看護を基礎から統合へと発展的、創造的に学修できるよう「看護の基礎」「看護の実践」「看護の統合」で構成し、基本となる概念、援助方法を段階的に学修するための講義・演習・実習科目を配置している。

学部科目の責任者は、教授・准教授が務めることを基本とするため、各領域には教授又は准教授を各 1 名以上配置するようにしている。

教員の専門性をふまえた教員配置になっているため、領域によっては教授が不在になる領域があり、当面は関連領域で協力体制が取れるようにしている。

研究科の研究指導体制は 1 名の研究指導教員と 1 名以上の研究指導補助教員の 2 名以上

の体制である。研究指導においては、専門分野の主たる指導教員に加えて、先に述べた9領域、及び基礎・専門基礎の領域を横断して研究指導を受けることができる総合研究指導体制とし、教員を配置している。

各課程の教育体制については、経営会議で決定し、教授会、研究科委員会で報告し、教職員会議での報告及び教職員ハンドブックで学内共有している（根拠資料：6-②-6 教職員ハンドブック、6-②-7 令和5年度_第13回_教職員会議次第）。

・国際性、男女比

海外での大規模災害や紛争被災国における緊急・復興救援及び開発協力の勤務経験を有する教員を複数名配置している。看護教育の特性から女性教員の割合が多く、令和7年3月31日現在の男女比は女性が約83%、男性が約17%である。

・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配置

教員の年齢構成は表6-3に示すとおり30歳代から60歳代に分布しており、大きな偏りはない。しかし、数年の間に60歳代の教授が定年を迎えることになり、年齢構成を考慮した教員採用及び昇任を検討する。

表6-3 専任教員職位別年齢構成（令和6年4月1日現在、学長を除く）

	教授	准教授	講師	助教	助手	合 計
60 以上	6	3	1			10
50-59	4	3	2	4		13
40-49	1	5	4	7		17
30-39				5	1	6
合 計	11	11	7	16	1	46

・教育上主要と認められる授業科目における基幹教員・専任教員の適正な配置（専任教員については教授又は准教授）

学部の教育上主要と認められる授業科目における専任教員の配置について、「基礎・専門基礎」、「看護の基礎」、「看護の実践」、「看護の統合」の必修科目は、「基礎・専門基礎」を除き専任教員が科目責任者となり複数で担当している。これらの科目責任者は、教授・准教授が務めることを基本とし、前述のとおり各領域には教授又は准教授を各1名以上配置するようにしている。また、本学専任教員が科目責任者ではない「基礎・専門基礎」科目については、協力体制にある福岡赤十字病院の医師やコメディカル、及び福岡教育大学の教員に科目担当責任者を依頼している。令和8年度からの基幹教員制度導入に対応できるよう主要科目と単位数に鑑み教員配置を確認する。

・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

研究科の担当教員の資格については、「日本赤十字九州国際看護大学大学院看護学研究科教員の資格審査に関する内規」において、研究科教員となることができる者の資格要件を明示し、修士課程、博士課程の各々において、研究指導教員・研究指導補助教員・授業科目担当教員の資格審査基準を定めている。研究科教員の資格審査は、内規に定める研究科所属教員で構成する資格審査委員会において、内規に明示する審査基準及び教員個人調書及び教育研究業績書により審査を行っている。審査結果は、資格審査の結果報告書を作成し経営会議において審議され、承認を得て、研究科委員会に報告している。博士

課程については各大学の資格審査の結果報告書を作成し、学位審査委員会に提出・審議し、共同看護学専攻連絡協議会の議を経て資格を決定している（根拠資料：6-②-8 大学院看護学研究科教員の資格審査に関する内規）。

教員資格審査基準に基づき承認された研究科の教員は、修士課程において研究指導教員 12 名、研究指導補助教員 5 名、授業科目担当教員 1 名で構成している。博士課程においては、日本赤十字学園の 5 大学（日本赤十字北海道看護大学、日本赤十字秋田看護大学、日本赤十字豊田看護大学、日本赤十字広島看護大学、本学）で共同看護学専攻として運営しており、本学は 6 名の研究指導教員を配置している。修士課程、博士課程ともに適正な配置をしている（根拠資料：6-②-9 令和 6 年度_博士課程_研究指導教員一覧）。

・教員の授業担当負担への適切な配慮

教員の配置については、関連法規及び本学の諸規程に基づき、授業科目を担当するにふさわしい専任教員を配置している。しかし、本学は看護の単科大学であり、組織として附属病院等の実習病院がなく、赤十字病院を主として多くの外部医療施設で実習を行うことから教員の負担は大きい。また、学部教育と大学院教育を兼務する教員も多く、授業負担は大きい。これらの諸問題を解決するために教授会において指導体制を検討し、領域を横断した支援体制を構築している（根拠資料：6-②-10 令和 5 年度第 7 回教授会、第 7 回教職員会議）。また、本学の DX 推進計画に基づき、LMS や Teams を活用した教材や資料の提供、課題の回収等を行うことで、教員の授業運営への支援を行っている。

教員の勤務については、労働基準法第 38 条の 3 に定める専門業務型裁量労働制に関する協定を締結し、授業負担への対策を行っている。

・複数学部等の基幹教員を兼ねるものについて、業務状況の適切性

現時点で該当する教員はいない（令和 7 年 2 月末時点）。

・他大学・企業等を兼務する基幹教員について、業務状況の適切性

現時点で該当する教員はいない（令和 7 年 2 月末時点）。

・教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携

本学は単科大学であり、全教職員が大学組織運営に係る委員会に所属している。単科大学のため、複数の委員会に所属する教職員が大半である。委員会は委員会規程に基づき運営する。各委員会には事務担当課が配置されている。委員会規程には各職の役割が明記されており、規程に示された役割を教員と職員で分担・協働している。本学では毎月 1 回教職員会議を開催し、各委員会報告を含む大学の運営状況を教職員に周知し共有している

（根拠資料：6-②-11 日本赤十字九州国際看護大学 委員会規程、6-②-12 令和 6 年度日本赤十字九州国際看護大学 委員会構成、6-②-13 令和 6 年度 各委員会活動計画）。

評価の視点 3：指導補助者を活用する場合の適切性（資格要件、授業担当教員との責任関係や役割の明確化、指導計画の明確化等）。

本学では実習指導において、指導補助者を活用している。各領域の長が必要に応じて指導補助者の申請を行う。実習指導の場合は、資格要件として、①看護師の資格を持ち、②臨床経験が 5 年以上であること、③臨床実習指導経験があること、等に鑑み適任者を探している。実習指導の場合は、これまでの実績を基に該当者に直接依頼することが多いが、場合によっ

ては求人広告を出すこともある。

指導補助者が決定すると科目責任者は指導補助者の役割と責任を明確にするために、事前に指導計画及び指導内容について説明する。実習中は科目責任者もしくは科目を担当する教員に連絡・相談・報告するよう体制を整備している。

評価の視点4：教養教育の運営体制

本学の教養教育は先に述べた教育課程の科目区分「基礎・専門基礎」とし、「基礎・専門基礎」を領域として領域代表を配置している。領域代表のもと領域会議を開き、教養教育に関する情報交換と共有を図っている。また、教授会において各領域との教育連携を行っている。教養教育科目は、学内の教員及び学外の非常勤講師により運営している。学外非常講師については、学部は学部教務委員会、研究科は研究科教務委員会が学務課と協働し、円滑な科目運営ができるよう調整している。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する

教員の募集、採用、昇任は、学長を委員長とする日本赤十字九州国際看護大学人事委員会において審議を行っている。人事委員会は委員長である学長のほか、学部長、研究科長、学務部長、事務局長により構成され、議決を要する事項は出席者の過半数をもって意見を決する。人事委員会で議決された採用、昇任等は教授会において審議され、教授会の承認を得て経営会議に報告する。

教員の募集、採用、昇任の基準及び手続きは以下のとおりである。

教員の採用は、「日本赤十字九州国際看護大学教員任用選考規程」に基づき、人事委員会委員長は人事委員会に選考する専攻領域及び職位、時期を諮り、経営会議において審議し、学長が決定する。学長は、選考に関する決定事項を教授会に報告している。募集は原則として公募にて行う。審査は応募書類による書類選考及び面接とし、書類選考は、人事委員会において「看護大学・短期大学における教育職の選考基準」及び「日本赤十字九州国際看護大学教員公募基準」に基づき審査を行っている。面接者は人事委員会委員とし、人事委員会委員長が必要と認める場合は、学部又は研究科の領域の中から1名を指名し、面接者として行うことができるとしている。選考の決定は、人事委員会委員長が選考結果を経営会議に諮り、教授会及び経営会議の議を経て学長が任用の可否を決定する（根拠資料：6-③-1 教員任用選考規程、看護大学・短期大学における教育職の選考基準、人事委員会規程）。

教員の昇任は、「日本赤十字九州国際看護大学教員昇任選考規程」に基づき、学長が必要と認める時期に経営会議に諮り、時期等を学長が決定する。学長は、選考に関する決定事項を教授会に報告する。申請は承認申請書に教授の推薦状を添え、学部長を経由して学長に申請する。候補者の選考は、人事委員会において経歴、教育研究業績及び学会活動等についての書類審査及び面接を行う。審査の経緯及び結果を経営会議に諮り、教授会及び経営会議の議を経て学長が決定する。

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

規程に基づき、教員を公募し採用活動を実施した。

令和6年度末の退職に伴う令和7年度の採用は、ヘルスプロモーション：特任教授1名、成人看護学（急性期）：准教授1名、英語：准教授1名が決まった（根拠資料：6-③-2 令和6年第5回、第6回、第10回教授会議事録）。看護管理学は継続募集している。

教員の昇任についても規程に基づき、「基礎・専門基礎」講師1名、「基礎看護学」の講師1名について、令和7年度4月1日付で准教授への昇任を決定した（根拠資料：6-③-3 令和6年第11回教授会）。

また、令和7年4月より育児休暇を取得していた教員が復帰することから、令和6年4月1日より福岡赤十字病院より特任助教として任用した教員は、令和7年2月末で契約を終了した（根拠資料：6-③-4 令和6年第14回人事委員会議事録）。

以上、本学では大学として求める教員像及び学部・研究科等の教員組織の編成方針及び諸規程に基づき、教員の募集、採用、昇任等について、公正、適切に行っている。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

評価の視点3：指導補助者に対する研修の実施

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

本学の求める教員像をふまえ、教職員の能力向上、人材育成にかかる研修の計画的運営を具現化するために、FD ガイドの各項目に基づく実施状況が可視化できる入力表を今年度から運用し、実施状況を評価していく予定である（根拠資料：6-④-1 第2回FD/SD 委員会議事録）。入力表に基づきFD/SDの方針を打ち出し、年度ごとの重点課題を明確にし、令和7年度への年間計画につなげていく。

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

令和6年度は科研費の申請者14名のうち2名が採択された（根拠資料：6-④-2 科学研究費助成事業 申請数・採択数・採択率 一覧）（1名の申請は結果開示が4月以降のため採択数に含まない）。学外支援事業を10名が受けており、学内ピアレビューも合わせて効果もあると考えられる。令和7年度にむけては、研究支援事業への公募時期を2月中に行い、4月からスムーズに支援が受けられるように改善を図った（根拠資料：6-④-3 第6回FD/SD 委員会議事録）。

教員の評価制度である「学部教育賞」を、令和5年度表彰として「小児看護Ⅱ」「母性看護Ⅱ」「キャリアデザインⅡ」の3科目が選定され、5月の教職員会議において表彰式を行った。令和6年6月14日、7月11日に公開授業を実施し、教育手法や講義の展開等について理解を深めた。令和6年度表彰については、今年度より規定を改定し、令和6年3月に選定予定である。令和6年度の「大学貢献賞」については令和6年1月に公募し、被推薦者1

名を選出し学長に推薦した。2月の経営会議において協議し、1名を選出し2月の教授会に報告した。

教育研究環境の整備に関する方針、及び研究推進基本方針に基づき、学習環境、及び教育研究環境を整備した。「教員の研究日新設に関する申し合わせ事項」に基づいた研究日の取得、教育研究研修制度の利用を教授会、教職員会議で説明し、研究日の取得は3割程度の教員が実施し定着傾向である。今後の課題を明らかにするために2月初旬にアンケート調査を行い（根拠資料：6-④-4 第9回FD/SD委員会資料）、教授会で情報共有していく。また、令和7年度の教育研究研修制度の利用申請は1名あり、令和6年度内に承認された。

評価の視点3：指導補助者に対する研修の実施

本年度は指導補助者（TA）に対する研修を実施しなかった。指導補助者（TA）に対する研修の実施については、ティーチングアシスタント取り扱い規程に追記し、経営会議にて承認された（根拠資料：6-④-5 ティーチングアシスタント取扱規程）。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

教員組織の適切性については、年間を通して、経営会議が自己点検・評価するとともに、自己点検・評価委員会で適切性を確認している（根拠資料：6-⑤-1 令和5年度点検・評価報告書）。

また、令和6年度も、外部評価として、例年通り外部委員6名からなる運営審議会において評価を受け、今後の大学の方向性について意見交換を行った（根拠資料：6-⑤-2 令和6年度運営審議会議事録）。

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学部において、充足が必要な人材については人事委員会及び経営会議で検討し、人材確保に向け適切な昇任や採用募集活動を行っている。採用募集活動については、点検・評価項目③で述べたように採用実績がある一方、一部教員を確保できていない領域については募集活動を継続している。また、令和6年度の学部カリキュラム改正に伴う教育体制の編成については、継続して適切性を検証し、改善・向上を図る。研究科において、令和9年度カリキュラム改正に向け、教員組織の適切性を検証し改善する必要がある。博士課程については、教員の退職に伴うD○合教員の減数が生じている。計画的に人材育成を進める必要がある。外部評価としては、令和6年11月に外部委員6名からなる運営審議会において学外からの評価を受け、今後の大学の方向性について意見交換を行った。

第3期大学評価（認証評価）において指摘された「求める教員像及び教員組織編成方針」

において、国際性に関する具体的な資質等の記載については、赤十字の理念の理解、国内外において理念を具現化する赤十字の活動への理解と共感できることに国際性の資質を見出すこととし、回答している。また、「人事委員会」から提出された事案を「経営会議」で審議し教授会に報告・審議していることについては、「教授会」で審議し、その結果を「経営会議」に報告するよう規程に基づき修正した。

日本赤十字学園グランドデザインに示された教育人材の効果的な相互交流（クロスアポイントメント制度）、基幹教員制度の導入（令和8年度より）、領域の教員数、職位、年齢構成等に鑑み、教員組織編制方針を見直した。今後は方針、及び事業計画等に鑑み、採用、及び昇任の計画を明確にする必要がある。

（２）長所・特色

本学の目的である、赤十字の人道的任務に関わる看護専門職の育成のために、海外での大規模災害や紛争被災国における緊急及び復興支援、開発協力の勤務経験を有する教員を複数名配置している。また、FD/SD 活動として、赤十字の国際活動や災害活動に関する研修会を実施している。これらは、本学の目的の実現に資する事項であり、本学の卒業生の多くが、赤十字施設に就職していることから成果がみられると判断できる。

本学の教育目的の実現のために、他の委員会組織や国際看護実践研究センター等が連携し、FD/SD 活動の一環としての研修会等を開催し、参加率 80%以上の研修会は 10 件（全体の 50%）だった。そのうち参加率 100%の研修会は 8 件（全体の 40%）であった。

教員の評価制度としての「学部教育表彰制度」（令和 2 年度創設）、及び教職員の教育活動、研究活動、社会活動、組織運営等の資質・能力の評価としての「大学貢献賞受賞制度」（令和 3 年度創設）によって、教員の教育活動、研究活動、社会活動等が評価され、活動結果の活用拡大につながっている。

（３）問題点

日本赤十字学園グランドデザインに示されたクロスアポイントメント制度、基幹教員制度の導入、領域の教員数、職位、年齢構成をふまえた採用、昇任に関する計画を明確にする必要がある。

（４）全体のまとめ

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示し、方針に基づき、適切に教員組織を編制し、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っている。これより、大学基準に照らして概ね良好な状態であり、大学の理念・目的に基づいた、教員組織の編成は適切に行われている。

FD/SD 活動について、FD ガイドと SD ガイドを基に、FD/SD 委員会と他の委員会組織や国際看護実践研究センター等が連携して研修会を開催し、全体を平均すると 60%以上の参加率であった。教員の評価制度としての「学部教育表彰制度」（令和 2 年度創設）、及び教職員の教育活動、研究活動、社会活動、組織運営等の資質・能力の評価としての「大学貢献賞受賞制度」（令和 3 年度創設）によって、教員の教育活動、研究活動、社会活動等が評価されており、活動結果の活用拡大につながっている。更に、研究活動については、研究に関する複数の研修会を開催している。

課題としては、一部の領域で教員確保ができていないこと、日本赤十字学園が推奨するクロスアポイントメント導入の検討、基幹教員制度導入の検討であり、それらを踏まえた教員組織の適切性を検証し、改善・向上を図る必要がある。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向などを踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学は、赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道德及び应用能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力を持った看護専門家の育成及び看護学の発展に寄与することを理念・目的としている。この理念・目的を踏まえて令和元年に学生支援に関する方針を定めた。学生支援に関する方針は、学部及び研究科ともに学生便覧やホームページ等に掲載し、学内外に公表し、その内容に基づいた支援を行っている。方針では、学生が学修・研究に専念し、有意義な大学生活を送るために、①修学・研究支援、②生活支援、③キャリア支援の3つの方針での支援を定めており、内容は以下のとおりである。

① 修学・研究支援では、学生が学修・研究に専念できるように環境整備に努め、奨学金制度、経済支援等の充実により経済的な側面からも支援を行う。

② 生活支援では、学生の人権尊重を基本とし、一人ひとりが心身ともに健康で、かつ安全で安定した学生生活を送るために、必要な基盤を整備するとともに、豊かな人間性をはぐくみ、自らが主体的に研究・学習活動ができるように支援を行う。

③ キャリア支援では、学生自らが職業の適性、専門職としての潜在能力、希望・動機を確認することで自身にとってふさわしいキャリア形成が行えるよう、必要な情報提供等の支援を行う。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
- ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備

・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施 ・学生の相談に応じる体制の整備 ・ハラスメント（アカデミック、セクシャル、モラル等）防止のための体制の整備 ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮 ・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）
評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施 ・キャリア教育の実施 ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備 ・進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施 ・博士課程における、学識を享受するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供
評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施
評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

【学部】

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

学生支援に関する方針を実現するため、全学的な学生支援に係る各種施策は、学生支援委員会が主導し、事務局学務課学生支援係等との連携のもと、企画検討・実施・評価を担当している。更に、教務委員会、ハラスメント防止委員会、危機管理委員会等が連携を図り、支援体制を強化している。これらの取り組みについては、学務部長を通して教授会、経営会議に必要に応じて報告・提議を行っており、教職員会議で情報を共有することで全学的に学生支援に取り組むことができ、教職員、保健室職員等の有機的な連携のもと、教職協働による学生支援体制を整備している。

学生支援委員会では委員が分担する方法で各学年担当を配置し、学年全体にかかわる課題については、学年担当が中心となり指導を行っている。これに加えて、平成30年度に導入したアカデミック・アドバイザー（以下、A.A.）制度（根拠資料：7-①-1 R6 AAサポートガイド）を継続して運用している。

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

・学生の能力に応じた補習教育、補充教育

学生支援委員会委員で構成される国家試験受験支援担当と4年生学年担当が中心となり、国家試験合格率100%を達成するための年間計画（根拠資料：7-②-1 2024年度4年生模擬試験スケジュール、根拠資料：7-②-2 2024年度保健師模試スケジュール）を作成し支援を実施した。ラーニングコモンズを学習室とし、他にも各部屋を開放して学生各個人に応じた学修環境を整えた。また、模試の成績低迷者に対しては、学生支援委員長・副委員長、学年担任、国家試験受験支援担当による面談にて、学生の学習状況の確認や学習方法の伝達を行い、国家試験受験に向けての学習を継続できるよう支援した。

模試については、学生で組織される国家試験担当の意見を取り入れた模試業者の選定

を行い、実施時期等含め協議して7回実施した。12月時点で必修40点未満の学生がいたため、学生に希望調査を実施し、追加で1月に看護師国家試験直前模試、必修対策模試を行った。また、本学の教員によるマンツーマン指導や外部のオンライン講座を用いて理解不十分な知識の定着を図った。

- **自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援**

個々の学生からの学習の相談においては、A.A.だけではなく、学生支援委員会の学年担当や国家試験受験支援担当者が対応している。その方法は、対面での対応だけではなく、従来から使用しているメールやポータルサイトに加え、MoodleやTeams等のICTを活用して学生に応じたサポートを行った。

- **オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）**

通信環境においては、大学内のWi-Fi環境を強化し、充電コーナーのメンテナンスを定期的に実施したことで、学生は電子教科書でも問題なく講義を受けることができた。また、録画が可能な科目については、講義後にMoodle等にアップしアーカイブ配信したことで、学生が自分のペースで繰り返し学ぶことに繋がった。

- **障がいのある学生に対する修学支援**

アカデミック・アドバイザー（A.A.）サポートガイド内に「障がいのある学生に対するフローチャート」を掲載し、合理的配慮を必要とする学生の状態・特性に応じた支援を教職員が協働して実施した。今年度、新規申請者に対しては保護者を交え聞き取りや希望調査を行い、支援を行った。昨年度から支援を行っている学生については、配慮事項に応じた対応を継続して全学的に実施したことで、学修を継続することができ、国家試験を受験することができた。

- **正課外教育**

令和5年度版正課外活動プログラムを作成（根拠資料：7-②-3 2023年版プログラム及びポイント対応表）し、地域連携・教育センター及び国際看護実践研究センターとの連携や、宗像市が実施しているプログラムに学生の参加推奨、活動の協力をするることにより正課外活動を推進した。正課外活動はポイント制にし、学生がポータルサイトで自己管理できるようガイダンスでの説明やボランティア活動に参加した学生に入力推進に向けた働きかけを行った。本ポイントは、令和6年度より就職の学内推薦選考の際の参考資料として活用している。

- **成績不振の学生の状況把握と指導**

科目担当者から授業の欠席・遅刻が続いている等の連絡があった学生や成績不振学生に対し、学修状況を確認するために面談を行い、個々の学生の特性に応じた指導・支援を実施した。

- **留年者及び休学者の状況把握と対応**

A.A.が定期的に学生に連絡を取り、生活状況や学習状況の確認を行っている。復学前には履修に関する助言を行い、不安なく大学生活へ適応できるよう支援している。学籍異動に関わる状況がある場合には、A.A.だけではなく教務委員会と学生支援委員会が連携して、履修指導を行っている。

- **退学希望者の状況把握と対応**

学籍異動に関わる状況であるため、A.A.だけではなく教務委員会と学生支援委員会が連携して、状況確認のための面談を行っている。退学を希望する場合は、保護者（保証人）も交えた面談を実施し、双方の意向を確認している。面談により学修の継続が確認できた場合は引き続きA.A.が支援を行っている。

・奨学金その他の経済的支援の整備

給付奨学金については、学生への経済的支援の拡充策として新規募集奨学金の開拓を図ることとし、今年度より「公益財団法人キーエンス財団奨学金（根拠資料：7-②-4 公益財団法人キーエンス財団 2025 年度募集要項）」及び「一般財団法人 ONOKEN 財団奨学金（根拠資料：7-②-5 2025 年度奨学生募集要項 ONOKEN 財団）」の募集案内を行うこととする。

・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

各種奨学金情報については随時ポータル配信し、適切に手続きを行った。また、本学給付型奨学金（根拠資料：7-②-6 給付奨学金規程）の選考を実施し、奨学生が納入すべき授業料と相殺する方法で奨学生に奨学金を給付した。

経済的支援については事務局学務課が窓口となり、常時相談を受け付けている。

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

・学生の相談に応じる体制の整備

相談体制として、A.A.の他にスクールカウンセラー（月2回予約制）（根拠資料：7-②-7：学生相談体制）に加え24時間対応可能な外部業者による学生相談ダイヤル外部委託業者（ティーベック）案内（根拠資料：7-②-8 外部委託業者（ティーベック）案内）を活用できる体制を継続し、前期・後期ガイダンス（根拠資料：7-②-9（1.2.4年）令和6年後期ガイダンス日程表、7-②-10（3年）令和6年後期ガイダンス日程表）にて各学年に相談窓口を紹介するとともに、ポータルサイトを活用（根拠資料：7-②-11：学生相談外部委託業者案内）して周知徹底している。

学生相談ダイヤルについては利用件数が少ないことから気軽に利用できるよう、業者による利用方法の周知を令和6年度ガイダンスで実施できるよう調整した。

・ハラスメント（アカデミック、セクシャル、モラル等）防止のための体制の整備

ハラスメント防止委員会では、学校法人日本赤十字学園ハラスメント防止規程及び日本赤十字九州国際看護大学ハラスメント防止規程（根拠資料：7-②-12 A100-00 ハラスメント防止規程）に基づいてハラスメント防止のための諸規程を整備している。学生に対しては、ホームページや学生掲示板にハラスメント相談体制を掲示し、ハラスメントに関する苦情・相談に対応するため、相談員を配置し、学生からの苦情や相談の申し出を受けられる仕組みがあることを周知している（根拠資料：7-②-13「ハラスメントのないキャンパスを」チラシ）。更に各期のガイダンスにおいて「ハラスメントのないキャンパスを」というリーフレットを配布し、ハラスメントについての説明を行っている。教職員対象にハラスメントに対する研修を、オンデマンドで実施し、確認テストを行った。

・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

健康管理担当と保健室職員が連携しながら、学生の心身の健康や保健衛生への配慮を行った。保健室については、月間の利用状況の集計（根拠資料：7-②-14 R6 保健室利用

管理簿 月別集計 2024) をもとに支援が必要な課題を分析しながら、健康管理を行った。

健康管理については、定期健診・抗体価検査・各種ワクチン接種に関する対応を行った。健康診断の結果、再検査が必要な学生に対しては、保健室職員が中心となり、保健指導を行った。また、学生自身で自己管理ができるように「健康管理セルフチェックシート（根拠資料：7-②-15 健康管理セルフチェックシート）」及び「健康管理表（根拠資料：7-②-16 日本赤十字九州国際看護大学 健康管理・行動調査表）」を活用した。各種ワクチンについても、接種が必要な学生に対して個別指導を行い、接種を推奨した。

学生生活の安全への配慮としては学生便覧に生活上の留意点を記載し、ガイダンス等で周知している。加えて学内に不審者が侵入した際の対応マニュアルや災害等緊急時の対応マニュアルを整備している。

また、コードブルーマニュアル（根拠資料：7-②-17 コードブルーマニュアル_2017 改訂3版）を整備しており、教職員及び学生に対して一次救命処置研修を実施した。

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制の整備（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

2年次科目の「キャリアデザインⅠ」から3年次正課外プログラムである就職活動支援講座（根拠資料：7-②-18 【3年生】日本赤十字九州国際看護大学_就活スタートアップ講座、根拠資料：7-②-19 【3年生】自己分析&病院研究講座）、赤十字病院合同キャリア相談会（根拠資料：7-②-20 R6 赤十字病院合同キャリア相談会スケジュール）と連動したキャリア支援プログラムを実施した。委員会内のキャリア支援担当と学生支援係が連携を図りながら企画を運営し、評価した。また、就職活動支援として A.A. や外部業者による面接対策、履歴書作成指導を実施した（根拠資料：7-②-21 R6 6 個別相談会案内）。赤十字病院合同キャリア相談会においてはウェブによる病院説明会を実施することにより、九州のみならず四国、関西、東海、関東地区の赤十字病院の参加が容易となり、21 施設の赤十字病院が参加した。

今年度は1年生から講座を設け、実習や就職でのマナーを身に付けるために段階的に準備を進めていった（根拠資料：7-②-22 【2年生】実習前マナー講座、根拠資料：7-②-23 【1年生】実習マナー&タイムマネジメント講座）。

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

サークル活動については、学務部長とサークル顧問教員、事務局で連携を図りながら自治会執行部のサポートを行なった。特に、災害看護を学ぶサークルが令和6年能登半島地震における義援金募金活動を実施した際には、その活動を支援するため、サークル顧問だけにとどまらず、全学的に対応した。

大学祭（遥碧祭）では、周辺企業との共催で実施（根拠資料：7-②-24：遥碧祭ポスター）しており、その連携についてサポートをした。その結果、無事開催することができ、かつ成功に至った。

サークル活動以外にも、宗像市のプログラムに参加した学生課外活動団体には教員が

顧問として参加し、学生の課外活動においてきめ細やかな支援を行っている。

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生生活や自治会活動に関して学生の意見を拾い上げる仕組みづくりとして、学生自治会との意見交換会（根拠資料：7-②-25：R6. 意見要望回答表）を設け、学生の意見を反映するようにしている。その他、学生ラウンジに意見箱を設置し、学生個人からの意見も受け付ける仕組みを作っている。内容については関係部署へ対応、回答を依頼するとともに、必要に応じて教授会、経営会議の承認を経て対応している。今年度は渡り廊下の雨対策として3箇所に傘を設置したり、休日のサークル室の鍵管理の整備を行った。令和7年度についても図書館での休憩スペースの運用について、対応していく予定である。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠資料に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

【学部】

評価の視点1：適切な根拠資料に基づく定期的な点検・評価

内部質保証推進要領に則り点検・評価を実施している。実施にあたり、学生生活調査の結果（根拠資料：7-③-1 2024年度学生生活調査（1年生）、7-③-2 2024年度学生生活調査（2年生）、7-③-3 2024年度学生生活調査（3年生）、7-③-4 2024年度学生生活調査（4年生））、A. A. アンケートの結果（根拠資料：7-③-5 2024年度 AA 制度に関する調査結果）、学生自治会と大学との意見交換会を活用し、学生支援の適切性について点検・評価した。

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

点検・評価結果を基に、ガイダンス等を通して学修、健康管理指導を行った。また、就職支援において、進路指導票の運用を見直し、A. A. の学生における奨学金及び就職活動状況の把握を徹底し、きめ細やかな支援を実施することとした。

学修・大学生活環境についても学生の意見を取り入れ、次年度以降に改善できるものについては検討のうえ、図書館等と協力して計画的に進めていくこととした。

【研究科修士課程】

学生支援の適切性に対しては、学生支援ポリシーに則り（根拠資料：7-③-6日本赤十字九州国際看護大学大学院学生支援ポリシー）、定期的に点検を行っている。修士課程は前期に研究・環境調査を実施し評価した結果、研究室の暖房器具に対する要望があったため、急遽改善のための対策を行った（根拠資料：7-③-7研究・環境調査アンケート結果）。奨学金制度に関する情報提供を学生には周知し、今年度は2名の学生が木村財団奨学金制度に応募した（根拠資料：7-③-8 2024年度研究科修士部門年間計画書実施評価報告書）。修学支援としては、大学院学生支援に関する方針に則り、研究指導教員及び研究科教務委員会、学務課教務係が協働し、学生の修学に関する適切な支援の実施、授業その

他の費用や経済的支援に関する情報提供、院生交流会による人間関係の構築を得る機会の提供等、きめ細やかな学生支援を実施している（根拠資料：7-③-9 2024年度研究科修士部門年間計画書実施報告書）。大学独自の奨学金（上田奨学金）を含めた奨学金制度に関する情報提供を行ったが、今年は該当者がいなかった。

【研究科博士課程】

2023年と2024年は1年次後期に対面での合同研究ゼミナールと交流会が実施された。後期に学修環境とリサーチワークに関するアンケート調査をウェブで実施し、継続的に教育環境改善に取り組んでいる。今年度は学修アンケートにどのような支援の希望があるのかについて質問項目を加え実施したが、学生からの希望はなかった。前年度、修了生がいなかったため、カリキュラムに関する修了生へのヒアリングは行っていない。今後も対面又はオンラインによる副指導教員を含めた合同ゼミによる頻回な研究指導を継続する（根拠資料：7-③-10 2024年日本赤十字九州国際看護大学機関レベルの評価報告）。

キャリア支援は、プレFD研修会を1回行った。将来の教育職を目指し、学識を享受するために必要な能力を培うための研修会である。「スコーピングレビューについて-論文文化までのプロセス-」を学ぶ研修会を実施し好評であった。

（2）長所・特色

学部では、点検・評価項目③において、従来より、学生支援ポリシーに基づき、きめ細かな支援を行うためにA.A.制度を導入し、今年度も支援を行った。本制度により、一人の学生を入学から卒業まで継続して支援することができ、より学生の個別課題に対応することができるとともに、学生にとってもA.A.が、充実した学生生活を送るための良きアドバイザーとなっている。異学年間の学生がゼミ毎に活動することも可能であり、学生間交流の一助となっている。

研究科では、点検・評価項目②において、本学独自の上田奨学金制度を学生に広く周知したが、奨学金利用者は今年度は0名だった。大学院生間や教員との交流を深めるために、院生交流会を毎年開催し、先輩と後輩との異学年交流会の場を開催し、研究論文作成のイメージを得るような機会を設けている。今年度は、2名の学生が木村財団奨学金制度への公募を行い、結果待ちである。博士課程では、キャリア支援としてのプレFDを開催し、教育職としての学識を得るための機会を毎年開催している。

（3）問題点

特になし

（4）全体のまとめ

本学は学生支援に関する全学的な方針を定め、学生便覧、ホームページに継続的に掲載し公表するとともに、学生を多面的に支援している。学部では学生支援委員会、研究科では研究科教務委員会で学生支援ポリシーの点検・評価と支援内容の適切性の評価を行っている。学部では、A.A.制度によって異学年間の交流を促進する一助となっており、研究科では院生交流会やプレFD開催によって学生間や教職員との交流を促進している。研究活動を充実さ

せるために奨学金制度を周知することによって、2名の学生が主体的に応募することができた。

研究科では経済的支援として上田奨学金を学生に周知することによって必要な学生が利用できるよう公募を進めていく必要がある。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的・各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

キャンパス全体の施設・設備・環境整備とその管理・運用については、「日本赤十字九州国際看護大学施設設備整備基本計画」に明示している。また、教育研究等環境の整備については、「教育研究等環境の整備に関する方針」に定めている。更に学生や教員の研究活動については、「研究推進基本方針」を定めている。また、新型コロナウイルス感染症パンデミックへの対応から ICT 化の推進が求められ、令和3年4月に「デジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という。）の推進計画」を策定している。これらの計画及び方針はホームページで公表するとともに、教職員ハンドブックに掲載し、教授会、教職員会議等において周知している。

以上より、本学において、教育研究活動に関する環境や条件を整備するための方針を適切に明示していると判断できる（根拠資料：8-①-1 教職員ハンドブック、ホームページ【ウェブ】）。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設・設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティ
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

評価の視点1：施設・設備等の整備及び管理

校地面積については 54,841 m²を確保しており、大学設置基準を十分に満たしている。校舎面積についても 11,047 m²を確保しており、大学設置基準上必要な面積と比較しても十分な校地・校舎を整備している（根拠資料：8-②-1 大学基礎データ基本情報（表1））。

空調設備及び屋上防水・外壁等の老朽化に伴い、令和5年度に策定した空調設備等改修工事基本計画に基づき、今年度より着工している（根拠資料：8-②-2 令和6年2月14日第13回教授会資料）。

○ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品の整備

Society5.0時代を見据えたDX推進計画に基づき「ICT利活用環境推進整備」を進め

ている。

令和6年度は、「学内ネットワーク基盤の拡張・強化」として、本学の SINET6 を高速イーサ専用サービスに変更し、10Gbps の高速インターネット回線の整備を行った。これにより、令和6年度後期授業における ICT とインターネットを利用したデジタル教科書や MR ゴーグルを利用した授業等で活用されている。

また、学内情報基盤整備として「学内情報ネットワークシステム」の更新を実施し、学内情報システムの ID 一元化やシングルサインオン (SSO)、印刷コスト削減のための学内プリント管理システムの導入、世界標準のキャンパス無線 LAN システム eduroam の導入、ファイルサーバのクラウド化 (SharePoint)、図書館サービス向上のための学術認証フェデレーションへの参加などを実施し、学内情報システムの利便性・信頼性・安全性を向上させた。

○施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

教育・研究環境は、教育研究等環境整備に関する方針に基づき計画的に整備し、自己点検・評価を実施している。

大学全体の施設・設備等の維持管理については、主として財務課が担当し、学内の警備業務、清掃業務、設備等保守管理業務、情報通信システム保守管理業務、緑地管理業務等は外部委託によって安全管理に努めている。令和6年度より空調及び屋上防水・外壁の改修工事が始まり、令和7年度に終了予定である。

教育研究等環境の安全性・衛生については、毎月1回安全衛生委員会が施設巡視を行い、破損や危険箇所、衛生状態の確認を行い、雨漏り跡の修繕、床の凹凸、外部階段のタイルのひび割れ、壁紙や天井のはがれ等、必要時修理、補修、改善を行っている（根拠資料：8-②-3 令和6年度 安全衛生委員会 委員会等活動計画書）。

各棟に多目的トイレを配置し、また、段差が生じている場合は修理を行い、バリアフリーへの対応や快適に利用できる環境を整備している。特に、臨地実習を想定した設備備品は、看護領域（基礎、成人、老年、母性・小児、助産）の特性を考慮しながら実習室の点検・整備を定期的実施し、十分な数を確保し使用できる状態を維持している。

新型コロナウイルス感染症への対策として設置していた手指消毒用の消毒液、クリーニングシート、アクリル板は令和6年度3月をもって撤去した。

○バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

バリアフリーへの対応については、本学の主要校舎3棟の各校舎の1階には多目的トイレ、建物の中央にエレベーターが設置されている。各校舎は廊下でつながっている。また、廊下や空間は十分なスペースがあり、車椅子等での通行にも問題はない。また、随所にテーブルや椅子などを配置し、本学を利用する人すべてに支障がなく快適に過ごせるよう整備している。

○学生の自主的な学習を促進するための環境整備

学生の自主的な学習を支援するために学務課と協力しながら使用できる教室の確保に努めた。ラーニング・コモンズはコロナ禍では1テーブル1学生の配置を行っていたが、新型コロナウイルス感染症が5類に移行して以来、椅子とテーブルは学習の目的に

応じて自由に可動して使用している。学生自治会との意見交換会及び大学院生のアンケート結果に基づき、図書館の開館時間は平日：8：45～20：00、土：8：45～18：00、国家試験翌日から3月末日までは8：45～17：00としている（根拠資料：8-②-4 令和6年度第23回経営会議資料）。

以上のことから教育研究等環境として適切であると判断できる。

点検・評価項目③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。
また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・学術情報へのアクセスに関する対応
- ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

図書館の蔵書数は、令和7年3月31日現在、52,550冊（和書45,134冊、洋書7,416冊、電子和書242冊）である。購読雑誌数は和雑誌2,302タイトル、洋雑誌1,825タイトルの合計4,127タイトル、うち電子ジャーナル3,356タイトルであり、看護系大学・研究科として通常備えるべき書籍・文献数を超えて、学生・大学院生・教職員の声を反映させながら、多様な分野の教育研究にも支障のないよう定期的に整備を行っている。赤十字・国際を標榜する大学の図書館として、赤十字に関する図書を遺漏なく収集するとともに、本学図書館の特別コレクションとして災害看護・人道科学関連の図書購入費の特別枠を設置して整備している（根拠資料：8-③-1 令和6年度図書館基礎データ）。

平成28年度末から「大学古本募金」事業に参加し、得られた募金を、学生からのリクエスト等、学修に必要な図書の購入に充てている。令和5年度からは学生が書店で直接本を選ぶ「学生選書ツアー」を実施している。令和6年度は5月、10月に2回開催し、学部生5名が参加、計37冊を購入した。参加した学生からは好評を得ている（根拠資料：8-③-2 キャンパス日記_【古本募金】学生選書ツアーを実施しました）。

また、本学の学術情報である教員の研究成果は、令和5年に作成したオープンアクセスに関する方針に基づき、オープンアクセスリポジトリ推進協会が提供するサービス JAIRO Cloud を利用して構築した本学学術機関リポジトリにて公開している。令和7年3月31日現在の登録件数は、784件である（根拠資料：8-③-3 本学リポジトリ運用指針、8-③-1 令和6年度図書館基礎データ）。

- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

国立情報学研究所の提供する ILL サービスを利用し、学外から文献複写の取り寄せ、図書の相互貸借も実施している。

他図書館とのネットワークの整備として、宗像市図書館と相互貸借を実施している。また、赤十字6大学の図書館と連携し、データベースの共同購入を行っている。令和6年9月には図書館事務担当者会議を開催し、各大学の司書と意見交換を行った（根拠資料：8-③-4 令和6年図書館事務担当者会議）。このほか、日本看護図書館協会、私立大学図書館協会、九州地区医学図書館協議会に加盟し、他大学図書館との交流を深めながら最新の情報を得るよう努めている（根拠資料：根拠資料8-③-5 会員一覧）。

・学術情報へのアクセスに関する対応

学術情報提供サービスについては、カウンターでの貸出等とは別に、ホームページ上のメニューにより、学内外からオンラインで所蔵資料の検索や予約ができるように対応している。また、医中誌 Web、CINAHL、メディカルオンライン等の看護・医学情報のデータベースや、新聞データベースのヨミダス、文献情報管理ツールの RefWorks を導入し、学外からも利用できるよう設定して利用者、特に働きながら通学する大学院生へも便宜を図っている（根拠資料：8-③-1 令和6年度図書館基礎データ）。令和6年10月からは学術認証フェデレーションにも参加し、学外からの図書館サービスへのアクセス経路を拡大した（根拠資料：8-③-6 学術認証フェデレーション）。

令和2年度から導入したオンライン授業や自宅での学修に有用な看護技術の学習用データベース「eナーストレーナー」を継続して活用するよう、学生支援委員会と連携してサポートしている。その他、学外からアクセス可能な電子書籍を積極的に購入し、利用者の学術情報へのアクセスに配慮している。

・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

図書館内の閲覧席は109席を設けているが、全て個人用の閲覧席であるため、グループ学習は別棟にあるラーニングコモンズでの利用を促している。館内案内、資料の検索方法等の動画を作成し、利用者が常時閲覧できるよう公開している（根拠資料：8-③-7 本学ホームページ「図書館 WEB ガイダンス」）。

図書館の利用環境及びサービスを向上させるため、令和6年後期（令和6年11月5日から12月8日実施）に図書館・ラーニングコモンズの利用についての状況と意見を尋ねるアンケート調査を学部生、大学院生、教職員へ実施した（根拠資料：8-③-8 図書館のお知らせ_2024年度図書館・ラーニングコモンズアンケート結果の公表）。この結果、図書館に求める設備は、飲食ができるスペースが一番多く、学部生の多くが長時間滞在して利用していることから、図書館内に飲食を可能としたリラックスできるスペースを確保するなど、学生が求める図書館環境の整備を進めている。

・図書館の利用促進

図書を活用した学生の読書活動を促進するために、図書館運営委員会では、毎年、知的書評合戦「ビブリオバトル」を開催している。令和6年度は対面で開催し、9名の学生が発表者として参加した。開催にあたっては、地域の他図書館や他大学図書館の司書に案内した。学内予選でチャンプ本を獲得した1名は、九州ブロック地区決戦へ出場してチャンプ本を獲得し、全国大学ビブリオバトル2024に出場した（根拠資料：8-③-9 キャンパス日記_「ビブリオバトル」を開催しました）。ビブリオバトルで学生から紹介された図書や、教職員の勧める図書のコメントを記載した冊子を写真やイラスト付きで作成し、新入生へは電子教科書アプリ「EDX UniText」にて配布し、本学ホームページの図書館サイトにも掲載している。

その他、図書館ホームページには学生、教職員が、お勧めの本をリレー形式で紹介していく「本でクロス！もっとクロス！」コーナーも設けており、勧められた本を通して新たな興味や関心を広げる機会をつくる等、読書活動を促進している（根拠資料：8-③-10 本学ホームページ「おすすめ図書」）。

また、令和6年9月に開催された本学独自の学生参加イベント第4回学長杯にて、ミッション7「図書館を有効活用しよう」を運営した（根拠資料：8-③-11 本学 Instagram_第4回学長杯を開催しました！）。学生の図書館利用促進のため、次年度も企画を予定している。

・地域への貢献

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止していた「看護師対象データベースガイダンス」を再開した。受講対象者を赤十字病院勤務の看護師及び卒業生としていたが、過去の参加者が少数だったこともあり、近隣の施設や実習施設の医療関係者へ広げた。3日間（いずれも同内容）の日程で8月に実施し、18名の参加があった。受講者自身の研究テーマに沿った支援依頼もあり、短時間であったが1組へ対応した。

事後アンケートは概ね好意的な意見であり、時間を長くしてほしいとの希望があったことから、次年度以降は2時間程度に延長して実施する予定である（根拠資料：8-③-12 看護師等対象文献検索講習会 実施報告）。

また、医療関係者が本学図書館で文献を検索できるよう、「図書館地域開放細則」の第5条（利用の範囲及び資格）を修正し、サービスを拡大した（根拠資料：8-③-13 図書館地域開放細則）。

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

図書館において、利用が集中する平日昼間の時間帯には、専門的な相談や質問に確実に対応できるよう、司書の資格を有する専任の職員2～3名を配置している。新型コロナウイルス感染症流行以後、通常開館に戻して1年が経過したことを受け、令和6年12月に授業のない長期休業期間の開館時間を再検討し、来館者の少ない毎年2月の国試後～3月は20時閉館を17時閉館に変更することを提案、第11回教授会にて承認された（根拠資料：8-③-

14 令和 6 年度第 11 回教授会議事要旨)。これにより、対象期間中は、開館時間に司書を集中して配置する。

この他、図書のサービスを学生が効率的に活用できるよう、教員と司書が連携して指導を行っている。初年次教育の充実を目的とした「情報科学」科目では、情報の収集や利用方法に関する基礎的技能を習得できるよう、「図書館情報検索」及び「情報リテラシー」や「メディアリテラシー」の時間を設けている。更に、司書は学生が課題に沿った情報検索及び収集を行うことができるよう、図書や雑誌の違いなどの基本的な内容とともに演習形式で検索方法を指導している。学部 3 年次の「看護研究方法」に関連するガイダンスとして、医中誌 Web、CINAHL 等、4 つのデータベースの検索ガイダンスを実施している。研究科修士課程の学生には、「演習」又は「文献クリティーク演習」において英文献の検索ガイダンスを実施している（根拠資料：8-③-15 情報検索科目シラバス）。

上記支援の他、4 年生及び大学院生へは、個々人の卒業研究、修士・博士論文のテーマに応じた文献検索支援（オーダーメイドガイダンス）を実施しているが、これらについては、対面、又はメールのいずれかを、利用者の希望に沿って対応している。教員へもニーズに応じて、研究に必要な資料の検索支援を行っている（根拠資料：8-③-1 令和 6 年度図書館基礎データ）。

点検・評価項目④：教育研究等を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制
- ・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

教員の研究環境については、「教員の研究日新設に関する申し合わせ事項」により、各自が研究日を設け、研究時間を確保できるようにしている（根拠資料：8-④-1 令和 5 年度教員の研究日新設に関する申し合わせ事項）。教員の研究費及び研究活動旅費については、職位に応じて個人研究費と学内措置として研究資金及び学会活動参加資金（発表のための出張旅費（国外を含む）を支給する奨励研究制度があり（根拠資料：8-④-2 本学奨励研究費等取り扱い内規）、令和 6 年度は、4 件の応募があった（根拠資料：8-④-3 令和 6 年第 5 回 FD/SD 委員会議事録）。奨励研究制度を活用した教員は、毎年開催される奨励研究発表会において進捗及び成果を発表している。科研研究調書作成外部委託支援については 12 枠利用可能であるが、10 件の応募があった。その他、博士号の取得かつ科研の採択経験を持つ教員による支援体制（科研学内支援実施者）も整備・周知している（根拠資料：8-④-4 令和 6 年度第 12 回教職員会議資料）。

また、研究成果公表の機会を確保するため、「日本赤十字九州国際看護大学紀要」を毎年

発行している（根拠資料：8-④-5 日本赤十字九州国際看護大学紀要）。教員の教育研究研修制度については、令和6年度は応募が1件あり、研修成果についても報告が行われた。次年度（令和7年度）についての申請が1件あり、人事委員会にて承認されている。

教育環境の質向上の一環として、学部生ではステューデント・アシスタント（SA）、大学院生にはティーチング・アシスタント（TA）を任用する制度がある。TAについては、学部生対象の演習や講義の援助を担当してもらうなど、教育の一翼を担う機会を提供している。学部生については、SAに関する規定に基づき、学期はじめにSA任用を希望する科目を募るとともに学生を募集し、応募学生には事前研修を実施し、科目担当教員の指導のもと、受講学生のサポートを行う。令和6年度は、3年次生の「クリティカル・ケアⅡ」の演習および2年次生の「老年看護Ⅰ」の高齢者疑似体験演習において本制度を活用した。SAを経験した学生はファシリテートすることの意味や意義、学習の再確認の機会となったこと、受講した学生からは上級生からの的確なアドバイスや学生目線で支援をしてもらえた等、双方において学習効果をもたらしている。TAは、大学院生の背景が影響しており、2018年度以降の実績は少ないが、前述した「クリティカルケアⅡ」において任用した。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ適切に対応している。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みについては、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえ、研究者にコンプライアンス教育及びe-ラーニング受講を義務付けるなど、関連規程等を整備し、研究不正行為防止の推進に努めている。また、今年度より科研費応募の時期にあわせて、研究インテグリティについての研修も行うこととした（根拠資料：8-⑤-1 研究インテグリティ研修報告書）。公的研究費の不正使用防止に関しては、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」に基づき、研究費の管理・監視体制を整備・充実させるとともに必要な体制と規程等を整備し、ホームページにて周知している。なお、本学の不正防止体制は、法人本部の監査を受ける等、研究不正防止に関わる本学の公正性、透明性、客観性を確保している。

規程の整備については、研究活動の不正防止に関して、研究不正防止推進体制を整備し、学長のもとに学部長をコンプライアンス推進者とした体制とし、研究活動について教職員の意識向上と具体的体制を講じている。不正に関する相談窓口は、学内では総務課、研究倫理委員会が、学外では第三者機関として法律事務所が行っている。不正防止対策として公的研究費の不正使用防止に向け、責任体制を整備し（根拠資料：8-⑤-2 研究費等の不正防止に関する責任体制フローチャート）、不正防止及び公的研究費の適正運営及び管理に関する規程（根拠資料：8-⑤-3 公的研究費等運営・管理規程）を定めている。公的研究費の監査については、今年度より期中及び期末監査を実施する体制とし運用したが、体制に問題はなかった。不正に関する通報件数は0であった。今後も引き続き、不正防止計画やその管理体制の定期的な点検評価、見直しを行っていく。

研究倫理教育については、コンプライアンス教育と研究倫理教育を定期的実施している。今年度も不正防止に力点を置く観点から、「研究倫理・コンプライアンス研修」(年1回)をオンデマンドにて実施した。教職員及び大学院生の受講率は100%(根拠資料:8-⑤-4 コンプライアンス・研究倫理研修 受講率【最終版】)であり、受講後にはテストにて理解度の確認と誓約書を提出することとしている。学部生については、人を対象とする研究を行う場合には受講を必須とし、受講確認は「卒業研究」の担当教員が行うこととしている。人を対象とする研究を行わない学部生については、受講を任意とし、3年生及び4年生に受講案内を行い、年度末まで視聴可能とした。これに加え、教員及び大学院生には、科学の発展に伴うグローバルな研究倫理を啓発し研究活動を支援する目的で、研究倫理教育プログラムである APRIN e-ラーニングの受講を義務付けている。APRIN e-ラーニングの受講頻度については、教員及び博士課程学生は2年毎、修士課程学生は1年次に1回受講することとしている。受講結果については、受講管理・促進スケジュールに基づき、研究倫理委員会委員長と事務担当者で把握し、未受講者には受講を促すとともに、受講状況を9月(根拠資料:8-⑤-5(9月) APRIN 受講状況一覧 教員・大学院)と3月(根拠資料:8-⑤-6(3月) APRIN 受講率 教員・大学院)の研究倫理委員会において報告し、受講促進を図ることとしている。令和6年度の教員の受講率は100%であった。大学院生の受講率は、修士課程学生100%、博士課程学生100%であり、大学院生の成績管理者である研究科長及び研究科教務委員会に報告し、指導教員を通じて受講促進を行う体制としている。大学院生については、今年度より確実な受講を促すために、1年次2月末までに受講を完了する体制にし、ホームページや学生便覧、メールを通じて周知を行った(根拠資料:8-⑤-7 ホームページ 研究倫理審査の申請にあたって)。

研究の実施にあたり、教員並びに大学院生には、研究倫理審査委員会に申請することを定めている。学部生においては、学外の対象への調査、外部への公表予定、指導教員が倫理的判断に懸念がある場合に、倫理審査を受審することを定め、教員及び学生に周知している(根拠資料:ホームページ 卒業研究における倫理的配慮確認のための手続きについて【ウェブ】)。

研究倫理に関する学内審査機関の整備については、学内審査機関として、研究倫理審査委員会が倫理審査を行っている。審査は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する指針」に則り、本学の「研究倫理審査委員会規程」を定めており、外部委員2名を含む公正な委員会の構成で行い、また国の研究倫理審査委員会報告システムで公開している(厚生労働省ウェブ)。審査の運営は、「研究倫理審査委員会運営要領」に則り、研究対象者等の人権を尊重する観点及び研究の科学的合理性の観点から中立した立場で公平な倫理審査を行っている。本要領及び申請書類やチェックリストについては、適宜、見直しを行っている。今年度は、学部生からの申請や共同研究者について、倫理研修の受講が確認できない状況があったこと、申請書の提出にあたって、提出方法・内容を統一する必要性が生じたことから、様式「研究倫理審査の申請にあたって」「研究倫理審査申請書 記入例」「研究倫理審査申請書 別紙様式第1号」「同意書例」の一部修正を行い、8月の新規申請分から適用した(根拠資料:8-⑤-9 第4回研究倫理審査委員会議事録)。また、申請書類のペーパーレス化を進めるため検討を行い、「倫理審査研究中止報告書」「研究計画変更申請書」「研究進捗状況報告書」「重篤な有害事象に関する報告書」「倫理審査証明請求

書」「研究終了報告書」について、押印を削除するなど書類の一部変更を行った。令和7年度4月より運用開始できるよう3月にメールにて周知し、ホームページに掲載した（根拠資料：8-⑤-9：第10回研究倫理審査委員会議事録）。更に昨年度より「日本赤十字九州国際看護大学における研究データ保存等に関する内規」及び「日本赤十字九州国際看護大学研究データの保存・管理・破棄に関する手順書」を運用しているが、実施状況をモニタリングし、適切な運用となるように引き続き確認していく。

倫理審査の受審件数については、令和6年度の新規申請は26件であり、審査過程を経て承認となったのは22件であった（2月末現在）。現在、審査継続中の案件はあるが、不承認はなかった。卒業研究における倫理的配慮確認届の提出は17件であった。申請者への結果通知、承認手続き、承認後のテーマ公開等が適切に行われているかの進捗管理を徹底していることで、審査の遅滞による研究着手への遅れを回避でき、早期の結果送付につながっている。

倫理審査を行う審査員には研修の機会を設けており、今年度は委員1名が研究公正推進事業「2024年研究公正シンポジウム」（2024年10月31日）に参加し、資料を委員と共有することで、審査員の能力向上に努めている。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果を基に改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料・情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

評価の視点1：適切な根拠（資料・情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究等環境の適切性については、年間を通して、経営会議、図書館運営委員会、研究倫理委員会が確認するとともに、自己点検・評価委員会で確認している（根拠資料：8-⑥-1 令和6年度_研究倫理審査委員会最終評価、令和6年度_図書館運営委員会最終評価、日本赤十字九州国際看護大学ホームページ（点検・評価）【ウェブ】）。自己点検・評価結果から明らかとなった課題に対して、関連する委員会を中心に、ICT利活用環境の整備（ICT推進会議）、教員の研究日の設定と確認（FD/SD委員会）等、教育・研究環境を整備している。

教育研究等環境の安全性・衛生については毎月1回安全衛生委員が点検・評価を行い、改善が行われるまで取り組んでいる。具体的には施設の修繕、改善が必要な個所の根拠写真を撮り委員会に報告したのち、改善計画について確認し、副委員長である事務局長から関連部署に改善の指示を出している。改善の進捗状況については翌月の委員会で副委員長から報告を受け確認している。昨年度の点検で明らかになったレストランアスティーの床の破損、実習棟1階の床の劣化、実習棟入口壁面壁の破損等については、空調整備等改修工事とともに着手している（根拠資料：8-⑥-2 食堂床面補修工事請求書）。

学内基幹ネットワークの安定・強化については、学内高速無線LANの再整備工事を行っ

た。講義室や実習室に導入した Web 会議システムに対応した設備、機器類については FD/SD 研修会を開催し、活用方法等について周知し利活用している。

外部評価として令和 6 年 11 月に外部委員 6 名からなる運営審議会において学外からの評価を受け、今後の大学の方向性について意見交換を行った(根拠資料：8 - ⑥ - 3 令和 6 年度運営審議会議事録)。

研究時間の確保や研究専念期間を保障するために創設した「日本赤十字九州国際看護大学教員の教育研修・研究期間制度」について、1 名の申請があり活用されている。令和 7 年度においても 1 名の申請があり承認された。「教員の研究日新設に関する申し合わせ事項」が令和 4 年度承認され、FD/SD 委員会より教員の研究日の取得に関する案内及び確認が行われており、教員の研究時間の確保、研究専念期間の保障等は改善されつつある。

(2) 長所・特色

令和 6 年度は空調設備等改修工事基本計画に基づき、空調設備及び屋上防水・外壁等の改修工事に着工するとともに、「学内ネットワーク基盤の拡張・強化」として、本学の SINET6 を高速イーサ専用サービスに変更し、10Gbps の高速インターネット回線の整備を行った。また、学内情報基盤整備として「学内情報ネットワークシステム」の更新を実施し、学内情報システムの ID 一元化やシングルサインオン (SSO)、印刷コスト削減のための学内プリント管理システムの導入、世界標準のキャンパス無線 LAN システム eduroam の導入、ファイルサーバのクラウド化 (SharePoint)、図書館サービス向上のための学術認証フェデレーションへの参加などを実施し、学内情報システムの利便性・信頼性・安全性を向上させた。

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

大学全体の施設・設備・環境整備とその管理・運用については、「日本赤十字九州国際看護大学施設設備整備基本計画」、教育研究等環境の整備については、「教育研究等環境の整備に関する方針」に明示し、令和 3 年 4 月に策定した DX 推進計画に沿って大学全体の ICT 化を推進している。各方針は教職員ハンドブックやホームページ等で学内外に公表している。施設・設備については、毎月 1 回安全衛生委員会が施設巡視を行い、破損や危険箇所、衛生状態の確認を行い、必要時修理、補修、改善を行っている。

令和 6 年度は、空調設備等改修工事基本計画に基づき、空調設備及び屋上防水・外壁等の改修工事に着工するとともに、「学内ネットワーク基盤の拡張・強化」を行った。また、学内情報基盤整備として「学内情報ネットワークシステム」の更新を実施し、学内情報システムの利便性・信頼性・安全性を向上させた。

図書館においては学術情報・資料の整備、専門職員の人員配置を適正に行うほか、学内者

へのアンケートに基づき、利用者が求める環境を提供するよう努めている。

大学としての研究に対する基本的な考え方は、「研究推進基本方針」に明示している。そのうえで、奨励研究費・指定研究費・発表者研究費を助成し、研究費の適切な支給を行い、外部資金獲得のための支援、研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等の研究活動を支援する体制を整備することで、教員の教育研究活動を促進している。特に、科研研究調書作成外部委託支援について募集を行うとともに、学内教員による支援体制（科研学内支援実施者）も整備・周知している。教員の教育研究研修制度の活動については、定着しつつある。

研究倫理を遵守するために必要な措置を講じ、規程の整備、適正な研究倫理審査の実施、コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な取り組みとして「研究倫理・コンプライアンス研修」を実施した。また、申請書類のペーパーレス化に向けて一部書式変更を行い、令和7年4月より運用開始予定である。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針について適切な明示

大学の理念・目的は、「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳、及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与すること」である。また日赤学園第三次中期計画で掲げる項目の1つに「地域社会との連携・社会貢献」があり、これらをふまえて、令和元年度に「社会連携・社会貢献に関する方針」を定め、学内には教職員会議での周知やハンドブックへの掲載、学外にはホームページの掲載により広く周知している。（根拠資料 9-①-1、ウェブ「社会連携・社会貢献に関する方針のホームページ公表」）

方針Ⅰ：生涯学習等を通じて、地域の教育及び文化の向上・発展など、地域社会の発展に貢献する。

方針Ⅱ：自治体や産業界と連携し、本学とこれらの機関が有する資源の共有を図り、地域社会・国際社会の発展に貢献する。

方針Ⅲ：地域社会が抱える課題を解決するため、自治体等の審議会や委員会等の参画により本学の研究成果を還元し、地域の活性化を推進する。

以上、本学の「社会連携・社会貢献の方針」は、大学の目的や地域社会からのニーズをふまえ、大学として行う社会連携・社会貢献の内容等を明確に、学内外に公表していることから、適切に定め、公表できていると判断できる。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制
評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

本学は、宗像市と平成13年に「宗像市と日本赤十字九州国際看護大学との連携協力に関する協定」（根拠資料 9-②-1 宗像市との包括的連携に関する協定書）、平成25年には「災害時における支援協力に関する協定」（根拠資料 9-②-2 宗像市災害時における連携協定）、平成24年に西日本新聞社と「株式会社西日本新聞社と日本赤十字九州国際看護大学との包括的連携協定に関する協定」（根拠資料 9-②-3 株式会社西日本新聞社と日本赤十字九州国際看護大学との包括的連携協力に関する協定書）を結び、九州の教育及び地域社会の充実・発展のために調査や研究等の活動を行うこととしている。

宗像市との連携協力協定については、現状と合わなくなっている箇所があったため今年度見直し、より現実的かつ強力な協定となっている。この協定に基づき、宗像市及び関連す

る委員会・審議会・協議会等の委員に多くの教員が就任している。加えて、宗像市以外にも、福岡県を含む自治体や学協会の役員を歴任している（根拠資料 9-②-4 教員社会活動）。

また、赤十字の「人道」を理念とする本学は、社会連携・社会貢献に係る取り組みを、理念・目的の具現化を図る重要な施策と位置づけ、社会の要請を的確に捉え求めに応じることができるよう努めている。

社会連携・社会貢献を進めるために、大学附属組織として「地域連携・教育センター」及び「国際看護実践研究センター」の2つのセンターを設置し、企画・実施・評価・改善を行っている。

各センター長は、学長が兼任をしており、各センターが企画する事業については必要に応じて教授会と経営会議に附議・報告をする体制をとり、各センターの取り組みが迅速かつ適切に運営される仕組みとなっている。

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

教育研究成果の公表の場として本学の教員が講師を務め、地域住民を対象に生涯学習に関する講座及び地域の専門職を対象とした講座を年度毎に計画し、開講している。開学当初から地域に開かれた大学として施設地域開放規程を設け（根拠資料 9-②-5 施設地域開放規程）、図書館、レストラン・体育館・講堂などの施設を地域住民に開放し、地域活動を支援している。

宗像市との連携では、「むなかた大学のまち協議会」において、大学等がもつ機能と情報を広く地域社会へ還元し、地域と大学が一体となった魅力ある「大学のまち」を創造するために、大学生によるまちの課題解決プロジェクト、むなかた子ども大学、子ども大学の日等の事業に参加している。令和6年度は、大学生によるまちの課題解決プロジェクトに2つの学生グループ（離島での地域住民に対する減災・防災教育、認知症があっても住みやすい宗像のまちづくり）が採択され、まちの課題解決にむけた取り組みを行った。活動が評価され、離島での減災チームは令和5年度に、認知症チームは令和6年度に、地域づくりネットワーク福岡県協議会が主催する「ふくおか地域づくり活動賞」を受賞した。

また、災害時における支援協力として、災害発生あるいは恐れがある場合において、市民等（市民、在学者、在勤者及び市内訪問者時）の安全確保を図るため大学施設の一部を提供するとともに、被災者を支援するために教職員を避難所へ派遣したり、学生ボランティアの派遣等を行うこととしている。その一環として令和5年度から宗像市総合防災訓練及び社会福祉協議会主催の災害ボランティアセンター立上げ研修に、教員と学生が参加した。令和6年度は、宗像市危機管理課が主催する災害ボランティアセンター会議に参加し、各関係機関と今後の活動計画の検討を行っている。

宗像市との共同研究として「宗像市未来創造プロジェクト」に採択された。令和4年度から令和5年度は、減災プロジェクトが宗像市危機管理課とともに活動を行った。令和6年度は、減災・防災の教育・研修教材の開発を行った研究成果を協力地域で報告会を行うとともに看護系学会や学術誌で発表し、地域のみならず社会全般への還元を行った。また、令和6年度は、新たに宗像市の指定課題である「住民の運動・スポーツ推進」として「大学と行政が連携した地域住民に対する運動をはじめるきっかけづくりへの取り組み」が採択された。本プロジェクトは、地域連携・教育センター員が中心となり運営を行っ

た。運動を始めるきっかけづくりとして、運動メニューや標語を記載した日めくりカレンダーを作成した。このカレンダーは、「ついでにできる、ながらでできるプラス 10 分の運動」をコンセプトにして、運動を啓発する内容とした。公開講座の受講者や本学のイベント参加者に配布する計画である。

教員の研究活動の推進として、研究成果を活用した市民公開講座及び専門職向けの公開講座を開講した。公開講座には、本学を会場として開催する講座と宗像市と連携した出前講座(ルックルック講座)とがある。ルックルック講座は、宗像市に 10 名の教員が登録している。市民公開講座は、クロスカレッジ 2024 として、かがやけシニアを 3 講座、異文化コミュニケーションに関する講座を 1 講座開講した。専門職向け公開講座として、赤十字医療施設と連携して 3 講座実施した。受講者が勤務終了後に参加しやすい環境を作るため福岡赤十字病院内サテライト会場を活用したハイブリッド型の研修とした。講座の内容は、5 回シリーズの「**QI** 手法を用いて病棟の課題を解決しよう」と「卒業生応援企画」「看護職キャリアパス基礎スケール」であった。今年度は、看護基礎教育と臨床の連携を強化するために、本学の **FD** 研修(**FD** ガイド：教員の教育力の向上)として看護基礎教育と臨床の合同研修会を開催した(根拠資料 9-②-6 令和 6 年度地域連携・教育センター事業成果)。

赤十字活動への理解と参加については、福岡県日赤紺綬会式典(赤十字事業へ支援いただいた方の顕彰)への学生ボランティアの参加、学生奉仕団による献血推進運動などを支援した。

以上のことから、地域及び赤十字関連施設との連携、教育研究活動の推進はできていると考える。

評価の視点 3：地域交流、国際交流事業への参加

地域交流としては、近隣自治体のコミュニティ運営協議会、小中一貫コミュニティスクール事業、近隣小学校、住民自治会等が主催するイベント等に学生や教員がボランティアとして参加し、地域との交流を深めている。国際交流については、海外の情報を発表及び対話により提供するカフェ・ミーティング、国際的な視点で看護を考える国際フォーラム・シンポジウムを行っている。また、看護実践・看護学研究の成果を国際社会に還元するための取り組みとして、アジア・アフリカからの研修生を対象とした JICA 研修事業を継続している。本学は海外の 5 つの大学(①ラ・ソース大学：スイス、②インドネシア国立アイルランガ大学：インドネシア共和国、③ナムディン看護大学：ベトナム社会主義共和国、④タイ赤十字看護大学：タイ王国、⑤イリノイ大学：米国)と国際交流協定を締結している。コロナ禍で停滞していた国際交流事業は、令和 5 年度より学生や教員の招聘及び派遣が可能になった。招聘ではインドネシア国立アイルランガ大学から学生と教員が、派遣では、タイ赤十字看護大学へ学生と教員、スイスのラ・ソース大学及びアイルランガ大学へ学生が渡航研修を行った。現在次年度へ向けて、タイ赤十字看護大学からの学生受け入れを準備している。更に次年度は日本赤十字 6 大学合同でのスイス・イタリア研修が企画されている。新型コロナウイルス感染症による行動制限はなくなり、今後国際交流や短期留学の機会は増えると思われる。しかし日本の経済状況(円安)に関連し渡航費用が高く、海外研修を断念する学生もいる。費用の助成や国内における国際交流の機会の創出を

検討する必要がある。また、本学は開学当初から独立行政法人国際協力機構（JICA）「地域保健向上のための保健人材育成」事業を継続的に請け負っている。令和6年度は昨年同様に対面研修とし、6か国8名の研修員を受け入れた。各研修への教員・学生の参加、ジョブレポートやアクションプランの発表会への教員の参加等、各領域の教授・准教授が中心となり、多くの教職員がこのJICAの国際交流事情に参加する体制をとり、大学全体で本事業を実施した。研修員、本学教員、JICA関係者からも高評価であった（根拠資料 9-②-7 R6 JICA集団研修 業務完了報告書）。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。またその結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

各センターは、規程に基づきセンター会議を開催し、前年度の評価を踏まえ活動計画を立案し、実施している。実施後は評価を行い、課題や改善点を明確にし、センター会議で共有し、次年度につなげている。各事業の活動計画及び実施結果については、経営会議、教授会、教職員会議で報告している（根拠資料 9-②-6 令和6年度地域連携・教育センター事業成果）。

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

各センターは活動について自己点検・評価するとともに、自己点検・評価委員会で適切性を確認している。地域連携・教育センターでは、公開講座のアンケートや地域コミュニティセンターからの意見などを基に、5か年計画を立案し、計画に基づき地域社会との連携強化に向けた活動を実施した。活動の評価には、開講講座数や受講者数、受講満足度等の評価指標を設定し最終評価を行い、活動内容の評価を行い次年度の計画に活かしている。

具体的には、令和3年度より地域住民への学習の場の提供として「クロスカレッジ公開講座」を開催している。各講座終了後のアンケート結果から講座の内容・運営に関する評価、本学に期待する地域住民の学習ニーズを調査した結果より、ニーズが高かった「かがやけシニア」を今年度も、3回シリーズで開催した。また、今年度は、新たに異文化コミュニケーションに関する講座も開講した。地域でも外国人と関わる機会が増えており高評価を得た。これらの公開講座は、教員の教育研究活動を還元する場でもあり、延べ4名の教員が講師として参加した。また宗像市との連携による「むなかた子ども大学（小学生対象）」では、年度初めには宗像市の担当職員とセンターの担当職員間で、前年度の参加者や主催者等からの評価を含め、当該年度の企画について協議して実施した。今年度は、例年の12月に、さまざまな業種が一斉に開催する時期の開催ではなく、特設会場として本学において夏休み時期に開催したことで、募集人数20名のところ190名を超える応募があった。そのため、急遽受け入れ人数を40名に変更した。親子での参加となり約80人以上が参加する講座になったが、非常に好評であり、今後も宗像市教育委員会と協議しながら本学特設会場の開催を検討していく。

国際看護実践研究センターにおいても年間計画に基づき、活動を実施・評価している。国際フォーラムでは、令和6度は「地域での災害への備え」をテーマにハワイ大学看護学部教

員を迎えて開催した。国際シンポジウムでは、学生グループが宗像市の「まちの課題プロジェクト」として、地島で行ってきた3年間の活動について報告した。赤十字5大学と九州管内の赤十字施設に対して Teams ウェビナーの機能を活用し、オンラインでも参加できるようにした。参加者は132名（教職員53名、学生54名、オンライン参加者25名）であった。国際フォーラムと国際シンポジウムを同日に開催したため、国際フォーラムで招聘した講師から国際シンポジウムでの学生の活動に対するコメントも得られ、共通の課題や文化的背景の違いから気づくことも多く、学生及び教職員ともに満足度も高かった。今後は、他大学や高校により広く広報を行うことも検討する。

カフェ・ミーティングは、今年度は海外における支援活動の実績のある卒業生、来学中のラ・ソース大学及びアイルランガ大学の教員、ドイツで看護実践に携わる日本人看護師、海外研修を含む災害研修を受講した学生が登壇し、学生及び教職員の国際的視野を広げるとともに自校教育につながるような内容になるよう企画している。

また、国際看護実践教育センターでは、年末に学生コンサートとのジョイントで、世界の人道危機に目を向け、世界平和を祈るイベントを行い、SNSを通してメッセージを発信した。

以上のことから、本学では、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている判断できる。

（2）長所・特色

- ・大学の理念・目的である「赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため」、「国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与すること」の実現に向けた組みを行っている。

- ・社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、地域連携・教育センター及び国際看護実践研究センターは、公開講座、フォーラムや研修会等を企画、実施し、教育研究成果を適切に社会に還元している。

- ・地域連携においては、宗像市及び地域コミュニティセンターとの連携を密に行い地域ニーズに応じた事業を展開している。

- ・JICA 委託事業においては、令和5年度に引き続き令和6年度も対面で実施し、全学で協力する体制を整備した。

- ・赤十字看護大学として、ウクライナやガザ地区等の人道危機や国内の災害等に関するイベント等を企画・実施するとともに、ホームページやインスタグラム等を活用し、社会に向けて情報を発信している。

（3）問題点

現時点では多くの地域貢献活動を、多くの教職員が主体的・意欲的に取り組んでおり、教育・研究活動に支障となっている事象は見られないが、担当者が一部の教職員に偏る傾向があり、負担も考慮しつつ、本人のキャリアアップにつながるような体制の構築が課題である。

国際看護実践研究センターの活動に関して、周辺地域の人々や機関との連携が十分に実現できなかったため、他大学や高校により広く広報を行うことや宗像地域国際連絡協議会等との協働を企画し、地域における国際化への参画を検討する。

(4) 全体のまとめ

「社会連携・社会貢献に関する方針」に基づき、学外組織である産(近隣の医療福祉施設・赤十字医療施設、JICA)・学(福岡教育大学や近隣の高等学校等)・官(宗像市、福岡県)等と連携している。社会連携・社会貢献を推進するために、大学附属組織として「地域連携・教育センター」及び「国際看護実践研究センター」の2つのセンターを設置し、様々な活動を企画・実施し、評価・改善を行った。地域連携・教育センターでは、地域との共同研究の成果の還元や地域住民や専門職に対する公開講座を複数回開催し、赤十字の看護大学として、地域社会に貢献することができた。国際看護実践研究センターでは、国際組織・機関(国際赤十字、JICA 等)との連携・協力、国際フォーラム／シンポジウム、カフェ・ミーティング等の開催、赤十字教育・国際看護及び災害 看護に関する教育・研究の推進・拡充に関する取り組みを実施・評価し、自己点検・評価委員会で適切性を確認したうえで、その結果を経営会議で審議・決定してきた。以上より、本学は方針に基づき、社会連携・社会貢献に積極的に取り組み、教育研究成果を適切に社会に還元していると考ええる。

第10章 管理運営・財務

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対して大学運営に関する方針の周知

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

大学の理念・目的を実現するために、建学の精神、学部・研究科の教育目的・目標、入学者受入れの方針(AP)、卒業認定・学位授与の方針(DP)とカリキュラムの一貫性・適切性を毎年度評価・検証することとしている。

大学の理念・目的を適切な方法で教職員及び学生に周知するとともに、日本赤十字学園のグランドデザインに基づき第四次中・長期計画を策定し、教育研修・研究期間制度情報及び各種方針をホームページ上に公開している。

評価の視点2：学内構成員に対して大学運営に関する方針の周知

大学の運営に関する方針は、「大学運営・財務に関する方針」を策定し、教職員ハンドブックにて明示している。

なお、大学運営に関する各種方針及び重要事項、学長の方針について、毎年度、教職員会議で周知を行っている。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

適切な大学運営のための組織及び権限については、学校法人日本赤十字学園看護大学規程（以下、「大学規程」という。）第3章に職員の配置、職員の任免、学長等の職務の職員に関すること、第4章に経営会議、教授会、学則、組織分掌等の運営に関することが定められ

ている。また、学校法人日本赤十字学園理事会で制定された「学長候補者選考規程」及び法人本部通知「看護大学・短期大学における理事長任用教育職の任用に関する取扱方針」により選任方法等を規定、本学組織分掌規程及び「日本赤十字学園決裁規程」に基づき、所要の職と組織を設け、権限等を明示している。

・学長の選任方法と権限の明示

学長の選考方法及び任期については、学長候補者選考規程において、「赤十字の人道理念を理解し、かつ、大学運営に識見を有し、教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力を有する者」としており、同規程に、「理事長は、学長候補者選考委員会による選出結果を踏まえ次期学長候補者を決定し、理事会の同意を得て学長に任用する。」と明示している。任期は理事長任用教育職の任用に関する取扱方針に定められている。学長の解任については、「学長の解任手続に関する経営会議内規」を定めている。

また、学長の権限については、大学規程第9条に「大学（大学院を含む。以下同じ。）の管理運営を統理し、すべての職員を指揮監督する。」と定められている。

・役職者の選任方法と権限の明示

役職者の選考方法及び職務権限について、学部長及び研究科長については理事長任用教育職の任用に関する取扱方針に基づき、本学で各候補者選考規程を定めている。各役職者の権限については、大学規程第9条に各々の職務が定められている。また、学務部長及び図書館長については、本学で各候補者選考規程を定めている。各役職者の権限については、大学規程第9条に各々の職務が定められている。

・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

学長による意思決定及びそれに基づく執行については、大学規程第12条に設置が定められている経営会議を学長が招集し議長となり、本学経営会議規程に規定する審議事項について審議し、学長の業務決定を助けることを明示している。

・教授会の役割の明確化

教授会は、日本赤十字九州国際看護大学教授会規程に規定する事項について学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとすることを明示している。また、会議は毎月1回開催し、学長の了承を得て学部長が招集し議長なることを明示している。

・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

本学の最高責任者である学長の意思決定にあたり、教授会は教授会規程に定めた審議事項及び教育研究に関する事項について審議し、学長に意見を述べることができる。

・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

法人については、学校法人日本赤十字学園寄附行為に役員（理事・監事）に関する事項及び理事会・監事・評議員会に関する事項が定められている。また、日本赤十字学園理事会業務委任規程に理事会の決定事項を定め、第5条に理事会の決定事項及び理事会の常務理事会への委任事項を除き、大学の管理運営に関する業務を理事長は学長に委任することを定めている。

・学生、教職員からの意見への対応

教職員からの意見については、毎月開催している教職員会議において、前述した経営会議、教授会、研究科委員会等の審議に関する情報共有と意見交換を行い、事業計画を含め個々の計画の実行推進を図っている。

学生からの意見については、学生の組織である自治会との意見交換会において要望等について協議し、必要な事項について対応している。また、学内に意見箱を設置し学生一人一人の声も聞きながら、改善を要する事項の把握と改善に努めている。

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

本学の災害危機、健康危機、環境危機及び社会問題発生等の危機管理に関する事項を審議し、その結果に基づき対応する組織として危機管理委員会を設置している。災害発生時には学長を本部長とし本学危機管理委員長及び経営会議メンバーを構成員とする災害対策本部を設置し、情報の集約や被災状況を踏まえ、大学の機能継続のため様々な意思決定を行う。

令和4年度に制定した「危機管理規程」、「危機管理基本マニュアル」を令和5年度から運用を実施し、適宜、見直し等を行った。

また、災害や事故等が発生した場合に学生及び教職員の早急な安否確認など迅速かつ確実な連絡体制を構築するために令和3年度に導入した〔「安否確認システム「ANPIC」〕による安否確認訓練を4月に実施した。防火管理については危機管理委員会と防火管理者において、消防訓練を実施するなど防災教育を行っている。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

○予算執行プロセスの明確性及び透明性

・内部統制等

予算の編成及び執行については、「学校法人日本赤十字学園経理規程」において明確化されており、法人本部からの事業計画及び予算編成方針に基づき、本学の事業計画と予算案を策定し、執行している（根拠資料：10-③-1 令和6年度第18回、第19回経営会議議事録）。

予算案にあたっては、第四次中期計画及び次年度の事業計画に基づき、当年度予算執行状況、前年度決算状況等を勘案し、収入・支出見込みを算出し予算案を作成する。作成した予算案は経営会議にて審議している。本学が作成した予算案は日本赤十字学園寄附行為及び理事会業務委任規程に基づき、理事会及び評議員会で審議を経て承認されている。

予算執行は学園経理規程及び同施行細則に基づき、各課、関係部署からの予算要求書必要性・適切性などを審議のうえ予算を執行し、予算執行の明確性、透明性を確保している（根拠資料：10-③-2 学園経理規程、学園経理規程施行細則）。

予算管理については、法人監事及び私立学校振興助成法に基づく公認会計士による監査を行い、内部統制を確保している。

・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

事業活動収支については、教授会、教職員会議で四半期ごとに報告した（根拠資料：10-③-3 令和6年度第10、15、23回経営会議議事録、令和6年度第8、10、14回教授会議事

録)。今後、財務課は IR 室と協働し予算作成及び執行の検証を行い、経営会議へ報告する仕組みの構築が求められる。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

評価の視点 2：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

評価の視点 1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

大学運営に関わる組織及び分掌業務は本学の組織分掌規程に制定している。事務局組織は 5 課 9 係で編成し、大学運営を有効に機能させる適切な人員配置に努めている。組織及び分掌業務に変更を要する場合には日本赤十字学園看護大学規程施行細則に基づき、法人本部と協議のうえ、理事長の承認を得ている。

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

職員の採用及び昇格については、学校法人日本赤十字学園職員給与要綱及び関連諸規定を整備・明示し、選考等は職員採用規程に基づき人事委員会において行っている。専門化に対応する職員体制については、日本赤十字社福岡県支部からの出向職員と大学が採用する専任職員とのバランスを検討しながら配置している。教職協働は大学運営の重要な体制であることから学内各委員会には全て事務局が担当課として参画するとともに、教員と職員の情報共有及びより一層の連携を目的とした教職員会議を毎月 1 回実施している。

- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

事務職については 2 月に事務局長による各課長へのヒアリングを実施した。ヒアリングでは業務運営及び人事（組織・定数・異動）に関する現状・問題点、次年度の業務課題・目標及び考慮してほしい人事上の措置について人事ヒアリング資料に基づき、意見交換を行っている。また、各職員は人事調書を作成し、業務実績や懸案事項、人事異動希望などについて情報把握を行っている。

評価の視点 2：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

本学の求める職員像等をふまえ、教職員の能力向上、人材育成にかかる研修の計画的運営を SD ガイドに基づいて実施した。また、実施状況を可視化するために、SD ガイドに基づく入力表を今年度より運用しており（根拠資料：10-⑤-1 第 2 回 FD/SD 委員会議事録）、SD ガイドに基づく実施状況を可視化し評価につなげていく予定である。今年度は、昨年度

のアンケートも踏まえてSDガイドをもとに教職員の組織管理・運営の資質向上を図るために、事務局職員アンケートを行い、最もニーズの高かったコミュニケーションスキルに関する研修を企画し、有益だったとのアンケートの回答を得た。今後は教職員に対するニーズ並びにSDの実施状況も踏まえて次年度の方針を検討する。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

大学運営の適切性については、本学自己点検・評価実施要領に基づき、内部監査として毎年実施している自己点検・評価において「大学運営・財務」の項目を設け、点検・評価を行い、毎年報告書を公開している（根拠資料：10-⑥-1 令和6年度内部質保証推進要領）。

評価の視点2：監査プロセスの適切性

法人本部による監査は学園内部監査規程に基づき、本部職員による通常監査及び特別監査が実施されている。また、理事会で選出された監事による監査についても実施され、理事会及び評議員会に監査報告書を提出している。外部監査として監査法人による期中監査・期末監査を受けている。本年度の期中監査においては、経費に関することについて、産業医の報酬が「教育研究経費」で計上されているので「管理経費」で計上するのが適当であること、固定資産と経費の区分について、現在施工中の屋上防水及び外壁工事は費用処理を行うのが適当であることが指摘された。前者については、令和7年1月末の会計処理にて訂正を行った。後者については、3月の決算整理時に正しく処理を行う。

なお、外部委員による大学運営の点検評価として大学運営審議会を設け、点検・評価を行っている。令和6年度は、対面形式により11月に実施した。

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

内部質保証推進要領に基づき、経営会議・質保証室による検証、学長への報告、各教育課程及び各組織の長による改善方策検討、経営会議・質保証室による方策の検証、学長の改善指示を行うPDCAサイクルによる改善を行っている。令和5年度における内部質保証推進組織の改善指摘事項がないことについては、令和6年度第4回、第5回経営会議（根拠資料：10-⑦-1、10-⑦-2）で検証し、承認された。令和7年度に向けての質保証室の組織体制図、自己点検・評価実施要領の見直しを令和6年度第21回経営会議で検証し、承認された（根拠資料：10-⑦-2）。

（2）長所・特色

適切適確に運営を遂行し、学長のリーダーシップのもと、コンプライアンスとガバナンスの維持向上、教職員の情報共有と運営への参画意識向上を図っている。

(3) 問題点

特になし。

(4) 全体のまとめ

本学の建学の精神である赤十字の理想とする人道の理念に基づき、第四次中期計画の確実な遂行に努め、評価を行った。また、学校法人日本赤十字学園の看護大学として、各規程及び方針に基づき適切に運営している。更に国際を掲げている大学として、ブランドを確立するため学長のリーダーシップのもと教職協働で運営している。

【2】財務

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定 評価の視点2：大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定
--

○大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

大学の中・長期財政計画として「中期収支見込（事業活動収支）」及び「資金計画及び固定資産整備・改修計画」を作成し、2040年までの財政シミュレーションを行っており、毎年、更新及び見直しを行っている。

○大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

財務関係比率については、日本私立学校振興・共済事業団発行の「今日の私学財政」から抜粋した全国平均、優劣の評価を経営指標の一つとしてホームページの「財務状況」の中で公開している。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分） 評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み 評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

経常収支差額比率はプラスを維持しているが近年連続して0%以上10%未満であり、比率も減少傾向にある。日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」で示される貸借対照表関係比率については、全国平均を上回り安定した財務基盤を確立していると言える。しかし、経常的な収支の観点では人件費率が全国平均よりも高い水準にあり、経常収支差額で黒字を保っていくことが不可欠である。

私立大学等改革総合支援事業については、6年連続して「タイプ1」に選定され、補助金を獲得し教育研究活動を遂行している。また、科研費補助金等の外部資金の獲得について、科研費の申請件数については近年増加しているが、令和4年度から開設していた寄附講座は終了した。

（２）長所・特色

貸借対照表関係比率については概ね良好で「要積立額に対する金融資産の充足率」も高い水準であることから、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財務基盤を確立している。

（３）問題点

中・長期財政計画として 2040 年までのシミュレーションを行っており数値目標も定めているが、経年劣化に伴う施設の大規模改修工事等に伴う減価償却費の増により、財政状況に大きな影響を与えている。引き続き、人件費率等の財務関係比率に関しても目標を定め、経常収支の改善に取り組まなければならない。

（４）全体のまとめ

必要な財政基盤を確立しており、財務について適切であると言えるが、中・長期の財政シミュレーションを踏まえると、経営基盤をより強化するための具体的な検討や計画立案に取り組み、健全経営に繋げていくことが今後の課題である。

終 章

令和6年度の自己点検・評価を終えて、長所・特色として以下を挙げる。今年度は、学校法人日本赤十字学園の2040年に向けたグランドデザイン（全体構想）及び第四次中期計画（令和6年度～令和10年度）のもと、学園の協働プロジェクトとして、国際交流活動の展開、赤十字の特色を生かした入試制度の構築、DX推進に基づく6大学共同での教育環境の整備等について協議し、その成果を本学の事業計画に反映した。加えて、令和5年度に受審した第3期認証評価での指摘や各組織の前年度の課題を踏まえて、以下の改善に取り組んだ。まず、第2章内部質保証に関して、方針、体制、各組織の権限等の再検討を行い、本学の内部質保証システムを以下のように改善した。（1）内部質保証に関する方針を見直し、学長を長とする質保証室を内部質保証推進機構として位置づけた、（2）質保証室、自己点検・評価委員会、各組織の役割と権限、責任を再検討し、関連組織の規程の改訂を行った、（3）内部質保証を効果的に機能させるための指針として自己点検・評価実施要領並びに体制図を作成した。第4章教育課程・学修成果に関して、学部では令和6年度新カリキュラムが開始し、科目のクォーター配置と多様な学習評価に取り組んだ。修士課程ではカリキュラムの総括評価を行い、令和9年度カリキュラム改正案の検討を行った。第5章学生の受け入れに関して、学部では、学生確保のための制度の検討、広報活動の強化に取り組み、一定数の受験生を確保することができた。修士課程においては、新設の助産コースの内部進学に加え、令和8年度入試より教育・研究者コースにおいても内部進学試験を実施することで、学部からの進学者の増加を図るように取り組んだ。

上記以外に以下の改善に取り組んだ。第8章教育研究等環境に関して、空調設備等改修工事基本計画に基づき、空調設備及び屋上防水・外壁等の改修工事に着工するとともに、学内ネットワーク基盤の拡張・強化として、高速インターネット回線の整備を行った。また、学内情報基盤整備として学内情報ネットワークシステムの更新、キャンパス無線LANシステム eduroam の導入、ファイルサーバのクラウド化、図書館サービス向上のための学術認証フェデレーションへの参加などを実施し、学内情報システムの利便性・信頼性・安全性を向上させた。第9章社会連携・社会貢献では、地域住民や専門職に対する複数回の公開講座や研修会等を実施し、JICA 委託事業においては、令和6年度も対面で実施した。加えて、赤十字の看護大学として、ウクライナやガザ地区等の人道危機や国内の災害等に関するイベントを企画し、地域住民に対してもホームページやインスタグラム等で人道危機や赤十字について情報発信した。

一方、課題として以下が明らかになった。第5章学生の受け入れに関して、学部では受験者数の減少により、次年度導入する総合型入試及び社会人選抜入試による受験生確保に向けた具体的対策及び広報戦略が必要である。修士課程・博士課程においては、定員充足ができず、受験生確保に向けた対策強化が必要である。第6章教員・教員組織に関して、日本赤十字学園グランドデザインに示されたクロスアポイントメント制度、基幹教員制度の導入、領域の教員数、職位、年齢構成をふまえた採用、昇任に関する計画を明確にすることが挙げられる。次年度は、新たに策定した内部質保証システムを効果的に機能させ、課題解決に取り組む、質の高い教育の提供を目指していきたい。

自己点検・評価委員会
委員長 本田 多美枝